

## 政務活動費対象経費支出書

確認欄

会派名	日本共産党議員団	令和6 年度 令和6年 12月 3日発行 支出番号 112	
代表者名	川崎敏美	経費区分 調査研究	経費名 通信費
経理責任者名	真崎一子	内容 資料送付 4件 $320 \times 4 = 1,280$	

次の金額を支出する。

金額				¥	1	2	8	0
----	--	--	--	---	---	---	---	---

上記の金額を受領しました。

令和 年 月 日

受領者 住 所

氏 名

備考

送付先

尼崎ひまわり保育園 開明町2-23  
 立花ひよこ保育園 立花町2-22-21  
 あゆみ福祉会 南武庫7-11-25  
 ゆりかご保育園 稲葉元町3-20-12

会派内チェック日 令和7年1月20日 チェック者 川崎敏美、真崎一子

領収書等貼付欄（重ならないように貼付すること）

領収書

日本共産党 議員団様

[証紙切手引受]			
第一種定形外(規格内)	1通	167.5g	¥320
@320			
小計		¥320	
第一種定形外(規格内)			
1通	153.5g	¥320	
@320			
小計		¥320	
第一種定形外(規格内)			
1通	153.5g	¥320	
@320			
小計		¥320	
第一種定形外(規格内)			
1通	167.0g	¥320	
@320			
小計		¥320	
郵便物引受合計通数	4通		
課税計(10%)	¥1,280		
(内消費税等(10%))	¥116		
非課税計	¥0		
合計	¥1,280		
お預り金額	¥1,300		
おつり	¥20		



〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
登録番号 T1010001112577  
取扱日時：2024年12月3日 13:44  
発行No. 241203A8285 端N12箱01  
連絡先：尼崎市役所内郵便局  
TEL:06-6482-0483

支出証明書

金 円 也

上記の金額を

として、支出ししました。

令和 年

月 日

代 表

2024年12月2日

団体 各位

日本共産党尼崎議員団

お知らせ及びご協力のお願い

平素からのご教授、ご協力に感謝申し上げます。

さて、添付いたしました資料の通り、「尼崎市こども・若者総合計画（素案）」のパブコメが実施されます。内容は貴団体の皆様にとっても関心を持たれているものかと思いますので、急ぎ資料をお送りいたします。

意見公募期間が年末年始の慌ただしい時期に重なりますが、ぜひ御清覧いただきまして、市当局へのご意見ご提案を、また、私どもへのご意見など拝聴いただければと思います。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

議員団のお問い合わせ先

健康福祉委員会委員 松澤千鶴

☎ 090-8142-5272

令和6年11月26日	
所 属	こども青少年課
所 属 長	浅田 崇之
電 話	6423-9996 (外線のみ)

**尼崎市こども・若者総合計画（素案）及び素案に対する  
市民意見公募手続の実施について**

尼崎市こども・若者総合計画（素案）を作成しましたので報告します。あわせて、尼崎市市民意見聴取プロセス実施要綱第7条に基づき、意見公募手続きを実施します。

**1 公募期間**

令和6年12月16日（月）から令和7年1月8日（水）まで（24日間）

**2 市民への公表の方法**

市報あまがさき（12月号）及び市ホームページに掲載するとともに、市役所（保育企画課）、アマプラリ（こども青少年課）、市政情報センター、各地域振興センター、園田東会館、阪神尼崎サービスセンター、JR尼崎サービスセンター、阪急塚口サービスセンター、北部保健福祉センター、南部保健福祉センター、中央・北図書館において閲覧できるよう公表資料を配置します。

**3 添付資料**

尼崎市こども・若者総合計画（素案）

尼崎市こども・若者総合計画（素案）【概要版】

以 上

# パブリックコメント案件概要

(様式3)

## 案件名：尼崎市こども・若者総合計画の策定について

### 1. 施策の概要

令和5年4月1日付で施行されたこども基本法は、こども・若者に関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本事項を定めた包括的な基本法で、この法律の基本理念にのっとり同法第10条の規定に基づき、市こども計画を策定する。なお、既存の法令に基づく市計画と一体的に策定することができるため、計画年限を迎える現行の尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(以下「次世代計画」という。)及び尼崎市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)等と一体的に策定する。

### 2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

・現行の第4期次世代計画及び第2期事業計画が、いずれも令和6年度末をもって計画年限を迎える。  
・国が公表しているこども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるこども大綱を踏まえ、現行の次世代計画及び事業計画を包含し、本市のこども施策に関する事項を一体的に定めるものとする。また、現在、未策定の子ども・若者育成支援推進法に基づく計画及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく計画についても包含する。

### 3. 目指す姿・対応策など

本市のこども・若者に関する施策の方向性について、1つの計画として総合的に示すとともに、計画的に推進することにより、すべてのこども・若者が健やかに育つ「こども・若者の笑顔が輝くまち あまがさき」の実現を目指す。

### 4. 施策の対象範囲・期間など

対象 市民や関係機関、団体、行政等

期間 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

### 5. 市民意向調査の概要

・尼崎市内に在住する就学前及び小学生の子どもがいる世帯の保護者(6,000人)に対し、ニーズ調査を実施した。【回収率: 45.4%】  
・保護者・養育者を対象に尼崎市の子育て環境に関するアンケート調査を実施した。  
・本計画に関するワークショップを2度開催し、こども・若者から意見聴取を実施した。

### 6. 施策の検討経過

#### (1) 素案検討過程での主な論点

昨年8月に子ども・子育て審議会へ諮問を行い、審議会及び計画策定・推進部会において審議を行った。  
主な論点は次のとおり。  
・子ども・若者をはじめ、多くの市民が、読んで理解いただけるよう、読みやすく親しみやすいデザイン、レイアウトとともに平易な言葉で表現することについて  
・子ども・若者に関する権利の啓発やこども・若者意見聴取・意見表明の取組を具体的にどう進めいくかについて  
・必要な教育・保育の量の見込みを算出するためのニーズ調査の設問の検討や、教育・保育の提供区域の検証、ニーズ調査結果の分析、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における量の見込み及び確保方策について

#### (2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

・子ども基本法第10条に基づく、こども・若者からの意見聴取に係る取組について、R6年度に試行的に2回のワークショップを開催し、具体的な実施方法や課題等について検討した。また、専門家や市民の意見を聴くため、子ども・子育て審議会において、検討中の事業イメージを説明し、意見交換を行った。

### 7. 今後のスケジュール

12月16日～1月8日 パブリックコメントの募集

1月下旬 子ども・子育て審議会での報告・審議を経て同審議会からの答申

2月 パブリックコメントの結果公表

3月 計画の公表

### 8. 添付資料

尼崎市こども・若者総合計画(素案)

尼崎市こども・若者総合計画(素案)【概要版】

### 9. お問い合わせ先

こども青少年局 こども青少年部 こども青少年課

〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺2丁目18番5号 アマプラリ3階

電話番号 06-6423-9996 フックス 06-6409-4355

メールアドレス ama-kodomoseisyounen@city.amagasaki.hyogo.jp

## 尼崎市こども・若者総合計画(素案)【概要版】

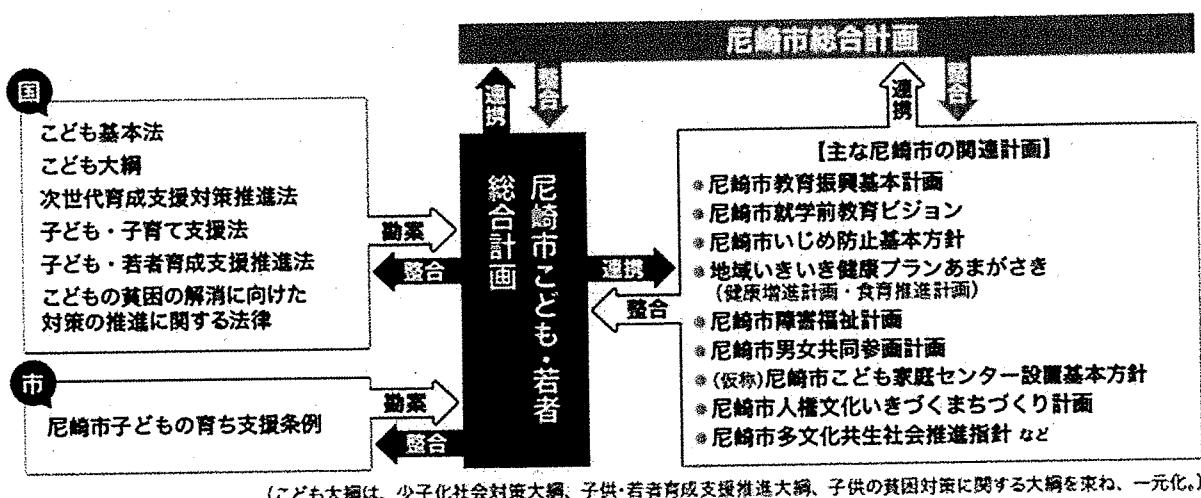
### 1 尼崎市こども・若者総合計画とは

本計画は、これまでの取組を引き継ぎつつ、「こども基本法」、「こども大綱」の内容や社会情勢、各種調査結果を踏まえ、尼崎市のすべてのこどもや若者が健やかに育ち、笑顔が輝くまちとなるよう、尼崎市が考えていること、取り組んでいくことをまとめたものです。

### 2 計画の位置付け

この計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画であり、国のことども大綱を勘案し策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画であるとともに、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、一体的に策定します。また、本計画は、子ども・若者育成支援推進法、こともの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画と位置づけます。

加えて、尼崎市子どもの育ち支援条例第12条の規定に基づく推進計画として位置づけます。



### 3 本市におけるめざす姿

本市には、平成21年（2009年）12月に制定された「尼崎市子どもの育ち支援条例」（以下、「条例」という。）があります。条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの人権を尊重することを基本に、こどもの育ちを地域社会全体で支える仕組みを定めることにより、すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現に寄与することを目的としています。よって、本計画では、本市のめざす姿として、条例の前文にある「こども・若者の笑顔が輝くまち あまがさき」の実現をめざす姿とします。

### 4 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間

## 5 計画の推進

次のように5つの取組の柱（網掛け部分）を設け、その中に施策の方向性を設けています。それぞれの方向性において、現状・課題を整理した後に、計画期間における主な取組を記載しています。

### 【尼崎市こども・若者総合計画 計画の推進 主なもの】

#### ◎こども・若者が権利の主体であることを共有し、その権利の啓発に取り組む (P8-P9)

【取組の方向性】	【主な今後の取組】
①こども・若者が権利の主体であることの理解の促進・啓発 ②こども・若者の権利に関する理解の促進・啓発 ③こども・若者の意見聴取・意見表明の機会の確保及び政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども・若者に対して、こども・若者自身が権利の主体であり、様々な権利が保障されていることを理解するための啓発を行います。</li> <li>・より幅広いこども・若者が気軽に意見聴取・意見表明が行えるよう、オンラインによる意見交換プラットフォーム「コドモワカモノボイスアクション」を開設・運用します。また、こうした取組を通じて、既存のユースカウンシル事業での活用・参加者のすそ野を広げる取組を実施します。</li> </ul>

#### ◎安全に安心して産み育てることができる環境づくり (P10-P15)

【取組の方向性】	【主な今後の取組】
①妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援 (P10-P11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届出時の全数面接や妊娠8か月アンケート、生後2か月頃の全戸訪問、妊産婦健診等を通じて、困りごとを抱える妊産婦家庭を把握し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない伴走型支援を実施します。</li> <li>・産前産後ヘルパー派遣事業・産後ケア事業などを活用し、産後うつをはじめとした保護者の心身負担を早期に軽減できるよう取り組みます。</li> </ul>
②地域の支援団体や学校などと連携した支援 (P12-P13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、指針に基づいた地域のこども・若者の居場所づくりを推進します。</li> <li>・コミュニティ・スクールの効果的な運営に向け、社会教育課や地域課職員等による伴走支援、導入校に対するアンケート調査結果のフィードバック、地域と学校の協働活動に係る様々な事例に基づいた助言、情報共有や研修等の実施を行います。</li> </ul>
③子育てしやすい魅力あるまちづくりに向けた取組 (P14-P15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これからの中のまちづくりについて、まちの魅力向上を図り、こどもや子育て当事者が安心・快適に日常生活を送ることができるよう、公共空間の再整備を実施します。</li> <li>・防犯に関する啓発、パトロールを実施するとともに、自転車盗難等の対策として、防犯カメラをより活用した対策の実施に向け効果検証をしていきます。</li> </ul>

#### ◎子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり (P16-P17)

【取組の方向性】	【主な今後の取組】
①保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設や児童ホームにおける待機児童の解消を図ります。</li> </ul>
②保育士等の確保・定着化の取組 ③障害児、医療的ケア児への支援及び要支援家庭のこどもへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内や近隣在住の保育士への求人活動の強化及び潜在保育士の再就職支援等、様々な取組の中で保育士の仕事の魅力発信や保育士の離職防止対策などを行い、保育士の確保・定着に努めます。</li> </ul>
④子育て家庭の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インクルーシブ保育を更に充実させ、医療的ケア児や障害児の受け入れに向けた取組を進めていきます。</li> </ul>

○すべての子どもが健やかに育つ環境づくり (P18-P25)

【取組の方向性】	【主な今後の取組】
①保健・福祉・医療・教育などによる子どもや家庭への総合的な支援 (P18-P19) ②いくしあと一体的な児童相談所の設置・運営 (P18-P19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いくしあ」では、保健・福祉・医療・教育などの横断的な支援を実施するとともに、プッシュ型支援（見守り支援の強化等）を含む予防的アプローチによる子どもとその家庭への継続的な支援を行います。また、令和8年度（2026年度）に児童相談所を設置することで、緊急的・専門的な支援も実施し、一体的・総合的な支援体制を構築します。</li> </ul>
③子どもの貧困解消に向けた取組 (P20-P21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども・若者が、経済的困窮状態におけることがないよう、小学4年生から中学3年生に対して、市内4か所で地域に子どもの居場所を確保し、生活困窮者学習支援事業を実施します。</li> </ul>
④障害を抱える子ども・家庭への支援 (P22-P23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>インクルーシブ保育をさらに充実できるよう、障害児や医療的ケア児の受け入れに向けた取組を進めます。</li> <li>子ども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、支援が必要な幼児児童生徒が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校を核とした教育・保健・医療・福祉等の関係機関とのネットワークを形成します。</li> </ul>
⑤子どもの人権擁護とさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援 (P24-P25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>尼崎市子どものための権利擁護委員会の活動として、子どもの意見表明を支援する「言うてええねん会議」の開催を今後も継続します。また、子どもを対象とした児童の権利条約等に関する啓発等を行います。</li> <li>ヤングケアラーの子どもが担っている家族の世話等に係る負担を軽減または解消するため、児童ケースワーカーが家庭に対する適切なアセスメントやコーディネートを行い、関係機関と協働して適切な支援を実施します。</li> </ul>
○子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり (P26-P31)	
①学ぶ力と健やかな体の育成 (P26-P27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTを活用した学習のデジタル化を積極的かつ効果的に促進し、学習の状況を把握して自ら見通しを立てたり、新たな学習方法を見いだしたり、自ら学び直しや発展的な学習を行うなど、個別最適な学びの実現を図ります。</li> <li>休み時間や放課後に取り組める運動例の配付を継続し、普段の生活において児童生徒が運動に親しむ習慣づくりに取り組み、基礎体力の底上げを図ります。</li> </ul>
②個の尊厳や人権が尊重され、ひとりひとりが自分らしく生きることができる教育の推進 (P28-P29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>尼崎市における学びの多様化学校設置基本方針に基づき、令和8年（2026年）4月の開校に向け、学校施設の整備や教育課程の編成、教員への研修、教職員の配置など準備を進めます。個々のニーズに応じた受け皿としての役割に加え、「学びの多様化」を推進していくための「フラッグシップ」の役割を担います。</li> <li>様々な国からの来日者の増加が想定されることから、外国人の幼児児童生徒の心の安定や生活適応、学習支援を円滑に行うため、母語を話すことのできる支援員等を活用し、学校園生活への早期適応に引き続き努めます。</li> <li>「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という基本理念のもと、学校生活のあらゆる場面において、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを推進し、道徳科や特別活動、体験学習などを通じていじめの未然防止等の取組を継続します。</li> </ul>
③子ども・若者の活動を支援 (P30-P31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユース交流センターにおいては、生涯学習プラザ等と連携したサテライト事業を実施するほか、民営のユースセンターなど地域の居場所との連携を深めることで、全市的なユースワークの取組のより一層の拡大を図ります。</li> <li>ユースカウンシル事業では、市内の小中高等学校との連携を視野に、事業の充実を図りつつ、オンラインにより気軽に意見表明ができるコドモワカモノボイスアクションを活用し、より幅広い子ども・若者と意見交換ができるようにするなど、全市的に子ども・若者のまちづくりへの参画を促していきます。</li> </ul>

## 6 子ども・子育て支援事業計画（第3期）

### I. 子ども・子育て支援事業計画とは

この計画は、平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」の趣旨に基づき、「質の高い児童期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組みを推進するために、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づいて定めた市町村子ども・子育て支援事業計画です。

### II. 教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域とは、「市町村内において、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業※を提供する上で基礎となる区域」のことです。

※ここでいう「教育・保育事業」とは、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等のことを指します。

尼崎市では、子ども・子育て支援新制度が開始した平成27年度（2015年度）以降、保育ニーズが毎年300人前後の増加傾向で推移しており、これまでには、特に保育ニーズが高い市北部を中心に保育施設の新設など、施設整備を軸とした待機児童対策を実施してきました。

また、本市の特徴として、市域が狭いことに加えて土地の形状も比較的平坦となっているため、自転車での移動が非常にしやすく、施設数も充実しています。

上記を踏まえ、今後は保育ニーズの頭打ちも見据えつつ、これまで通りの保育ニーズが高い地区での新設を行うのではなく、既存施設に軸足を置いた待機児童対策を実施していくこととし、特に保育士の確保・定着化策に重点的に取り組んでいくことから、教育・保育提供区域を「市全体」とし、市全体で保育の必要性がある児童の受入れが進むよう対応していきます。

### III. 教育・保育の量の見込み及び確保方策について

#### ● 教育ニーズ（1号認定）

量の見込み	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
1号認定	3,628人	3,362人	3,090人	2,780人	2,548人
3歳児	953人	828人	711人	639人	557人
4歳児	1,264人	1,217人	1,091人	979人	919人
5歳児	1,411人	1,317人	1,288人	1,162人	1,072人
確保方策	7,521人	7,141人	6,686人	6,686人	6,686人
認定こども園	3,231人	4,351人	4,351人	4,351人	4,351人
幼稚園	1,470人	1,090人	635人	635人	635人
新制度に移行しない幼稚園	2,820人	1,700人	1,700人	1,700人	1,700人

- 利用定員が教育ニーズを大きく上回っており、今後もニーズの減少が見込まれることから、新たな定員の確保は行わないものとします。
- 「尼崎市就学前教育ビジョン」に基づき、市立幼稚園（9園のうち3園）を廃止します。
- 私立幼稚園の認定こども園化については、施設からの相談対応など円滑な移行に向けて対応しています。

●保育ニーズ（2・3号認定）

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み		10,465人	10,621人	10,820人	10,969人	11,187人
3号認定	0歳児	693人	664人	638人	611人	586人
	1歳児	2,117人	2,208人	2,272人	2,341人	2,412人
	2歳児	2,054人	2,045人	2,126人	2,181人	2,245人
	3歳児	2,034人	2,027人	2,009人	2,090人	2,141人
	4歳児	1,807人	1,931人	1,923人	1,910人	1,992人
2号認定	5歳児	1,760人	1,746人	1,852人	1,836人	1,811人
	確保方策	10,465人	10,686人	10,888人	11,095人	11,335人
	認定こども園	1,665人	1,815人	1,815人	1,815人	1,815人
	保育所	7,452人	7,453人	7,565人	7,662人	7,772人
	小規模保育事業	719人	719人	719人	719人	719人
幼稚園の預かり保育	幼稚園の預かり保育	451人	521人	611人	721人	851人
	企業主導型保育事業	178人	178人	178人	178人	178人

- 少子化に伴う就学前児童数の減少により、将来的な保育ニーズの頭打ちも想定されることから、第3期子ども・子育て支援事業計画において新たな施設整備は行わないものとします。
- 新たな施設整備を行わないことから、既存の幼児教育・保育施設の活用に軸足を置いて、更なる保育士の確保・定着化策を講じることで、保育の必要性がある児童の受け入れの増加につなげていきます。
- 教育ニーズの減少も鑑みて、幼稚園の預かり保育等による2号認定の保育ニーズへの対応を推進していきます。
- 既存施設における分園の設置や認定こども園化などについて、保育ニーズと供給量のバランスも勘案しながら応じていきます。

IV. 地域子ども・子育て支援事業について

事業名	事業内容（下段：確保方策の考え方）
(1) 放課後児童健全育成事業 (児童ホーム)	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学する児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公立児童ホームは、待機児童数の推計（令和7年度（2025年度）以降の3か年平均）が20人以上となる地域に増設します。</li> <li>○ 民間児童ホームは、設置促進補助金を活用し、待機児童が多い地域へ増設します。</li> </ul>
(2) 時間外保育事業 (延長保育事業)	<p>保育認定を受けたこどもに対し、認定こども園や保育所等において通常の利用日や利用時間以外に保育を実施する事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者の就労形態の多様化に伴い、保育ニーズも増加していることから、様々な保育施設において、安定して延長保育を実施し、利用者が安心して保育サービスを利用できるよう、引き続き取り組んでいきます。</li> </ul>

	<p>子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。</p>								
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">基本型</td><td>尼崎市役所などの身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用にあたっての助言・支援を行います。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域子育て相談機関</td><td>相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としたものであり、こども家庭センター（※）を補完するなどします。 （※）児童福祉法第10条の2に規定するこども家庭センター</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">特定型</td><td>主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">こども家庭センター型</td><td>旧母子健康包括支援センター（母子保健）と旧子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援や児童虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。</td></tr> </table>	基本型	尼崎市役所などの身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用にあたっての助言・支援を行います。	地域子育て相談機関	相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としたものであり、こども家庭センター（※）を補完するなどします。 （※）児童福祉法第10条の2に規定するこども家庭センター	特定型	主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。	こども家庭センター型	旧母子健康包括支援センター（母子保健）と旧子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援や児童虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。
基本型	尼崎市役所などの身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用にあたっての助言・支援を行います。								
地域子育て相談機関	相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としたものであり、こども家庭センター（※）を補完するなどします。 （※）児童福祉法第10条の2に規定するこども家庭センター								
特定型	主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。								
こども家庭センター型	旧母子健康包括支援センター（母子保健）と旧子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援や児童虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。								
(3) 利用者支援事業 (子育て家庭への相談支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本型は、「こども何でも相談（尼崎市役所）」、「いくしあサロン」の2か所で対応していきます。</li> <li>○ 地域子育て相談機関は、公立保育所（15か所）、「こども何でも相談（尼崎市役所）」「いくしあサロン」の17か所で対応していきます。</li> <li>○ 特定型は、尼崎市役所内（1か所）に設置します。</li> <li>○ こども家庭センター型は、いくしあと南部及び北部保健福祉センターの3か所で対応していきます。</li> </ul>								
(4) 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	<p>保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、児童養護施設や里親の居宅などで必要な養育等を行う事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童養護施設や乳児院など16施設に加え、里親の居宅でも受け入れを行っており、引き続き量の見込みに対応していきます。</li> </ul>								
(5) 地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場・子育て支援ゾーンPAL)	<p>乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の援助などを行う事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在11か所で事業を実施しており、同じ体制で引き続き量の見込みに対応しています。</li> </ul>								

(6)-1 一時預かり事業【幼稚園型】(幼稚園の預かり保育)	<p>幼稚園において、在籍する園児を通常の利用日や利用時間以外に預かり保育をする事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼稚園及び認定こども園での実施箇所数を確保し、預かり保育を希望する保護者の子育てニーズに対応していきます。</li> <li>○ 令和8年度より、存続する市立幼稚園（6園）の一時預かりの実施時間を公立保育所の開所時間と合わせ、拡充します。</li> </ul>
(6)-2 一時預かり事業【幼稚園型を除く】(保育施設等の一時預かり事業)	<p>保護者が就労や病気等により一時的に保育ができない場合や、保護者の負担軽減やフレッシュを図れるよう一時的な預かりを行う事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育施設等においては、引き続き市報・子育て情報誌及びHP等で情報発信を行い、利用者への周知を図っていきます。</li> <li>○ つどいの広場等及びファミリーサポートセンターにおいては、同じ体制で引き継ぎ量の見込みに対応していきます。</li> </ul>
(7) 病児・病後児保育事業	<p>保護者の就労等により、病気やその回復途中に幼稚園や保育所等での集団保育が困難となったこどもを一時的に医療機関に併設された保育室などで保育や看護を行う事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たに訪問型の病児保育の実施に向けて対応していきます。</li> <li>○ 現在の医療機関併設型の病児保育施設に加え、令和10年度（2028年度）までに医療機関併設型の新規開設（3か所）を目標として見込み、6か所の受入枠の確保をめざしていきます。</li> </ul>
(8) 子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター)	<p>子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育てを援助したい人（協力会員）がそれぞれ会員となって、地域でお互いに子育ての支え合いが行われるようコーディネートする事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き協力会員を確保するとともに、HP等で情報発信を行うことにより、制度の周知を図ります。</li> </ul>
(9) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	<p>生後2か月頃の乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育ての相談を受けたり、子育てに役立つ情報提供をすることで、子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てを支援する事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「出産・子育て応援給付金事業」の給付金申請書を全戸訪問時に渡すなど、訪問実施率の向上に向けて取組を行っていきます。</li> </ul>
(10) 養育支援訪問事業 (育児支援専門員の派遣)	<p>妊娠・出産・子育て期（概ね児が1歳に達するまで）の家庭で、養育支援を必要とする妊婦及び養育者に対し専門員を一定期間継続的に派遣し、養育者的心身の負担の軽減や養育力の向上が図れるよう相談や指導、助言などの支援を行う事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門員の知識・技術向上のため、研修や連絡会を開催し、より円滑な事業の遂行を図っていきます。</li> </ul>
(11) 妊婦健康診査事業 (妊婦健診)	<p>妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て世帯の経済的負担軽減のため、妊娠中の体調管理に必要な健診項目を検討していきます。</li> </ul>

<p>(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業</p>	<p>家計の状況から低所得で生計が困難と考えられる世帯の認定保護者が、教育・保育等の提供に必要な日用品、文房具等の購入費や園行事への参加費用等として施設に支払う額に対し、上限の範囲内で助成する事業です。</p> <p>また、新制度に移行しない私立幼稚園の低所得世帯等に属する児童に係る給食費（副食材料費）も助成の対象としています。</p>
<p>(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）</p>	<p>健康面や発達面において特別な支援が必要な児童を受け入れる私立認定こども園の設置者に対し、職員の加配に必要な経費の一部を助成する事業です。</p>
<p>(14) 子育て世帯訪問支援事業 (ヤングケアラー等訪問支援・産前産後ヘルパー派遣)</p>	<p>ヤングケアラー等訪問支援は、概ね18歳未満のこども・若者を含む世帯のうち、ヤングケアラーや要保護・要支援児童がいる世帯等、支援が必要な家庭に対して、ホームヘルパー等の訪問支援者を派遣し、世帯の家事・育児支援等の専門的な支援を提供し、こども・若者及びその世帯の負担軽減を図り、こども・若者の自立を支援する事業です。</p> <p>また、産前産後ヘルパー派遣は、育児への不安や負担が生じやすい妊娠中や産後1年未満の子育て家庭に対し、ホームヘルパーを派遣することで、妊婦及び養育者の心身の負担軽減や養育環境の改善を図るとともに、子の健やかな成長発達を支援する事業です。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き委託事業者を増やす取組を行い、量の見込みに対応していきます。また、児童福祉法の改正を踏まえ、制度の普及啓発に努め、利用者数の増加に向けた取組を進めています。</li> </ul>
<p>(15) 児童育成支援拠点事業（居場所支援事業）</p>	<p>要保護・要支援児童等のうち家庭や学校に居場所がない主に学齢期以降のこどもに居場所を提供し、生活習慣や対人関係能力の形成、学習のサポート、食事の提供や家庭訪問による生活状況の把握を通じて、関係機関と連携しながら子どもとその家庭を支援していく事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最大40人の児童を受け入れるため事業者（市内南北2か所）に委託して実施しており、引き続き実施することで量の見込みに対応していきます。</li> </ul>
<p>(16) 親子関係形成支援事業 (MYTREEペアレンツプログラム)</p>	<p>子育てに悩んだり、育てにくさを感じたりしている就学前のこどもの保護者を対象に、こどもの行動観察の方法や問題行動への効果的な対処の方法について参加者やスタッフと情報交換をしながら学び、こどもへの理解を深めることを支援する事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最大10人が利用できるよう事業者に委託して実施しており、引き続き実施することで量の見込みに対応していきます。</li> </ul>
<p>(17) 妊婦等包括相談支援事業 (伴走型相談支援)</p>	<p>出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8ヶ月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ こども家庭センター機能を有する南北保健福祉センターの保健師等が、妊娠から子育て期にわたり妊産婦等の相談に応じ、必要な支援につなげていきます。</li> </ul>

(18) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	<p>全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる給付制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和8年度（2026年度）からの本格実施に向けて必要な受け皿を確保するとともに、制度開始後も本事業のニーズに対応していくことで、子育てに不安を抱える保護者やその子どもの支援につなげていきます。</li> </ul>
(19) 産後ケア事業	<p>退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内外の複数の事業者に委託しており、引き続き委託事業者を増やす取組を行い、量の見込みに対応していきます。</li> </ul>

## 7 こども・若者施策を推進するために必要な事項

### ① こども・若者の社会参画・意見反映

こども・若者が気軽に意見表明できるオンラインプラットフォームをはじめ、対面でのワークショップやアンケートなど、テーマに応じた多様な手法を組み合わせながら、本市が実施することによるこども・若者に関する施策に対し、こども・若者の意見を聴きながら取り組みます。

### ② こども・若者施策におけるE B P Mの取組

外部の研究者を迎えた「学びと育ち研究所」を活用し、こども一人ひとりの状況に応じ、学力、豊かな人間性、生活習慣など、実社会を主体的に生きていくために必要な力を伸ばしていくことを目的に、多様な実践、中長期的な効果測定を通じた科学的根拠（エビデンス）に基づく先進研究を行っています。本市が持つ教育・保健・福祉といった幅広い分野のデータを分析することによって、今後もより効果的なこども・教育施策の実現に向けて、研究結果を活かしていきます。

### ③ こどもデータ連携実証事業の実施

令和4・5年度（2022・2023年度）に国との子どものデータ連携実証事業に参加し、個々の子どもや家庭の状況、利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データについて、分野を超えて連携させる取組を行いました。これにより、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握することが可能となりました。

今後、虐待等や発達障害の早期発見・早期支援につなげていきます。

## 8 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業者・行政などそれぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わる様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。また、計画の進捗状況について、尼崎市子ども・子育て審議会に報告し、専門的見地や市民目線での意見・提言を次年度以降の施策の推進に活用します。

以上

# 尼崎市 こども・若者総合計画

(素案)

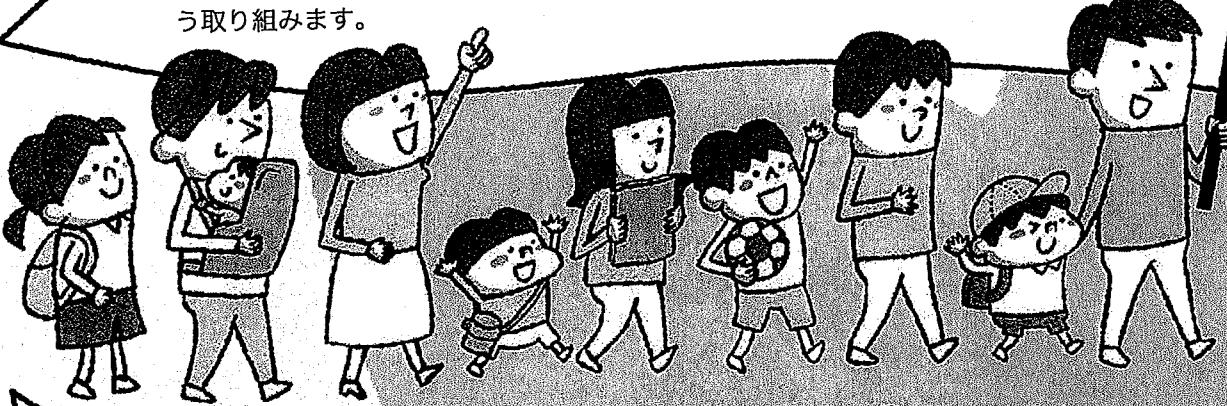


# 尼崎市のこども・若者施策の推進にあたって

尼崎市は、こども施策・若者施策の推進にあたって、以下の5つの項目を大切にして取り組んでいきます。

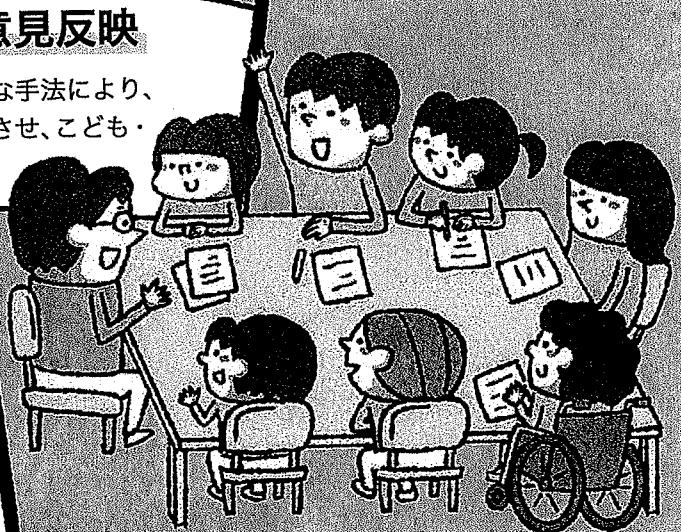
## こども・若者の権利保障とウェルビーイング

こども・若者が、権利の主体であることを踏まえ、その権利を保障し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう取り組みます。



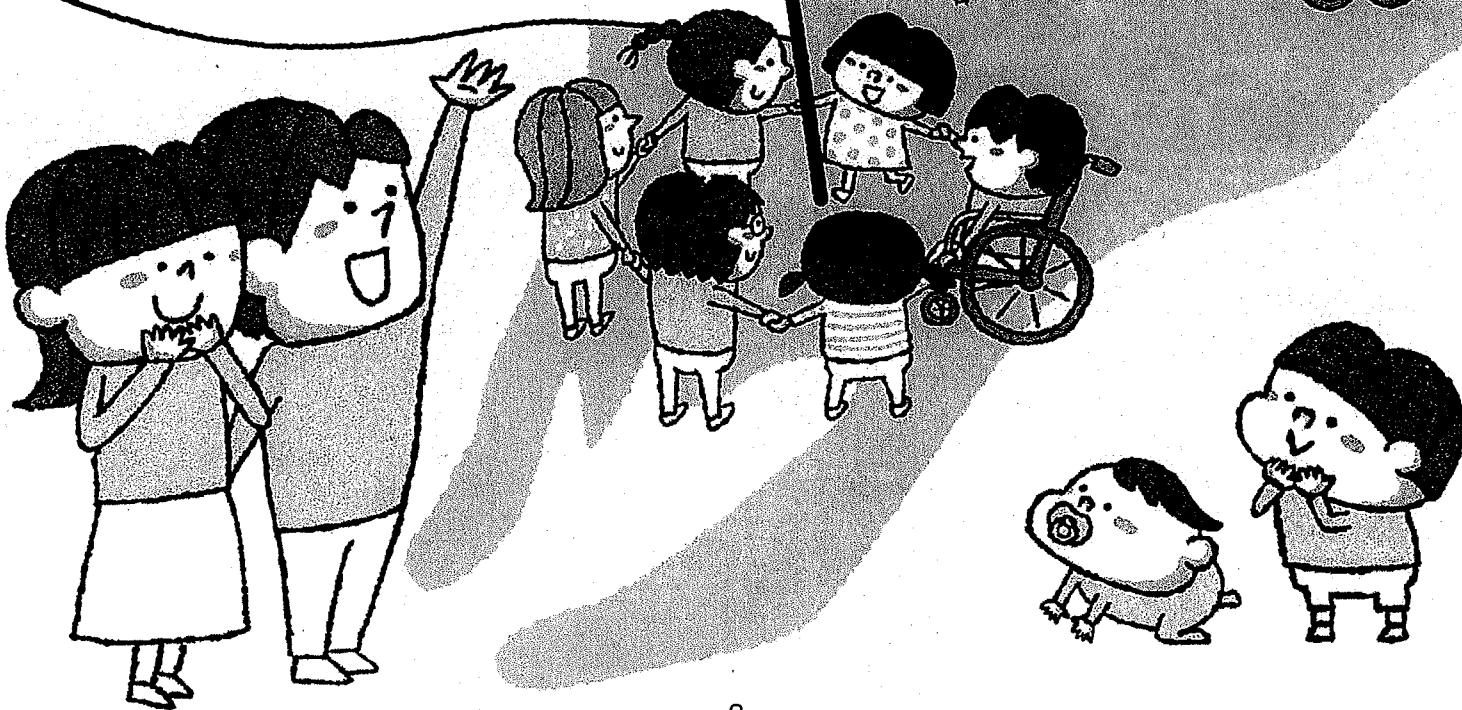
## こども・若者の意見聴取・意見反映

こども施策の検討・実施にあたっては、様々な手法により、こども・若者の意見を聞きながら、施策に反映させ、こども・若者のニーズに即した施策の実現に努めます。



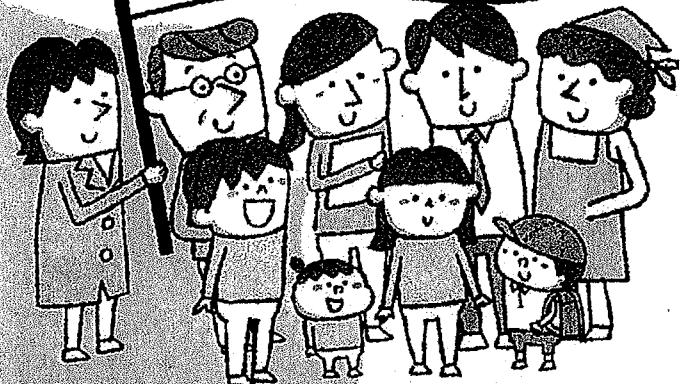
## こども・若者の安全・安心

こども・若者が、いじめや虐待、貧困や格差などの困難な状況から脱却し、安全で安心して過ごせる環境を整えることを目指します。



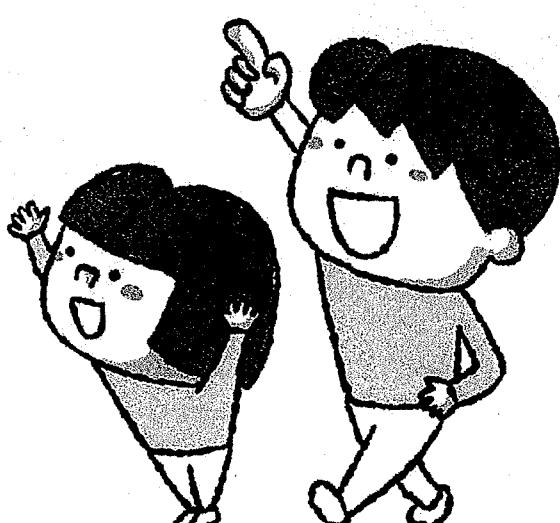
## 切れ目のない支援

子ども・若者一人ひとりの状況にあわせて、多様な関係機関や団体等と連携しながら、切れ目のない支援が行えるよう努めます。



## 保護者・養育者の ウェルビーイングと 成長の支援

子ども・若者のウェルビーイングのために、保護者・養育者自身のウェルビーイングと成長についても、支援・応援していきます。



### I 尼崎市こども・若者総合計画とは

P.4

### II 計画がめざすこと

P.6

### 計画の推進

子ども・若者が  
権利の主体であることを共有し、  
その権利の啓発に取り組む

安全に安心して  
産み育てることができる  
環境づくり

P.8

子育てと仕事の調和の実現に  
向けた環境づくり

P.10

すべての子どもが  
健やかに育つ環境づくり

P.16

子どもたちの生きる力を  
はぐくむ環境づくり

P.18

### IV 子ども・子育て支援事業計画

P.26

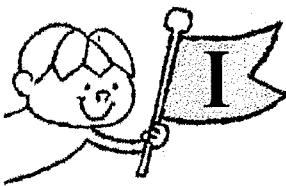
子ども・若者施策を  
推進するために必要な事項

P.32

### VI 計画の推進に向けて

P.48

P.50



# 尼崎市こども・若者総合計画とは

## 1. こども・若者総合計画とは

国においては、「次世代育成支援対策推進法」(平成17年施行)、「子ども・子育て支援法」(平成27年施行)をはじめとした各種法整備に基づき、こども・子育て支援について各施策・制度が進められてきました。一方で、少子化の進行、人口減少には依然として歯止めがかかっておらず、近年では、子どもの貧困や児童虐待、ヤングケアラーが直面している厳しい生活環境、子育て家庭の孤立など、こどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

このような中、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて強力に進めていくため、国は、令和5年(2023年)4月に「こども家庭庁」を発足させ、「子ども基本法」を施行するとともに、同年12月に「こども施策に関する大綱」(以下、「こども大綱」という。)を閣議決定し、こども施策を総合的に推進しています。この「子ども基本法」では、市町村に対し、市町村こども計画の策定を努力義務とするとともに、こども施策の策定・実施・評価にあたっては、子どもや子育て当事者の意見を聴取し、得られた意見を反映させることが求められています。

本計画は、これまでの取組を引き継ぎつつ、「子ども基本法」、「こども大綱」の内容や、社会情勢、各種調査結果を踏まえ、尼崎市のすべての子どもや若者が健やかに育ち、笑顔が輝くまちとなるよう、尼崎市が考えていること、取り組んでいくことをまとめたものです。

### こども施策に係る国の動き及び尼崎市の対応

平成 25年度 2013年度	26年度 2014年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	令和 元年度 2019年度	2年度 2020年度	3年度 2021年度	4年度 2022年度	5年度 2023年度	6年度 2024年度	7年度 2025年度
1月 子ども・子育て支援事業計画の実施	8月 子どもの貧困対策法施行 12月 長期ビジョン・総合戦略 3月 少子化対策大綱 4月 次世代育成支援対策推進法改正 6月 ニッポン一億総活躍プラン 10月 児童福祉法改正 12月 新しい経済政策パッケージ 子育て安心プラン	1月 子ども・子育て支援新制度 3月 次世代育成支援対策推進法延長 6月 子育て安心プラン 10月 児童福祉法改正 11月 新放課後子育て支援法改正 12月 長期ビジョン・総合戦略(第2期) 子供の貧困対策に関する大綱 子どもの貧困対策法改正	4月 子ども・子育て支援法改正 9月 新放課後子育て支援法改正 10月 児童福祉法改正 11月 新子育て安心プラン 12月 新子育て安心プラン 5月 少子化対策大綱	6月 児童福祉法の改正成立 (施行は2024年4月)	4月 児童福祉法の改正成立 (施行は2024年4月)	6月 子ども未来戦略方針 こども家庭庁発足 子ども基本法施行 子ども大綱 子ども未開拓戦略方針 こども家庭戸別支援法等改正	6月 子ども・子育て支援法等改正 子ども大綱 子ども未開拓戦略方針 こども家庭戸別支援法等改正	6月 次世代育成支援対策推進法延長 子どもの貧困解消法 こども家庭戸別支援法等改正				
第2期尼崎市次世代育成支援対策 推進行動計画 (わいわいキッズプランあまがさき)	第3期尼崎市次世代育成支援対策 推進行動計画 (わいわいキッズプランあまがさき)	第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画 (わいわいキッズプランあまがさき)と (第2期)尼崎市子ども・子育て支援事業計画の 一体的策定	尼崎市 こども・若者 総合計画 (本計画)									
		(第1期)尼崎市子ども・子育て支援事業計画										

凡例： 法律 こども関連計画 左記以外の関連計画

## 2. 計画の位置づけ

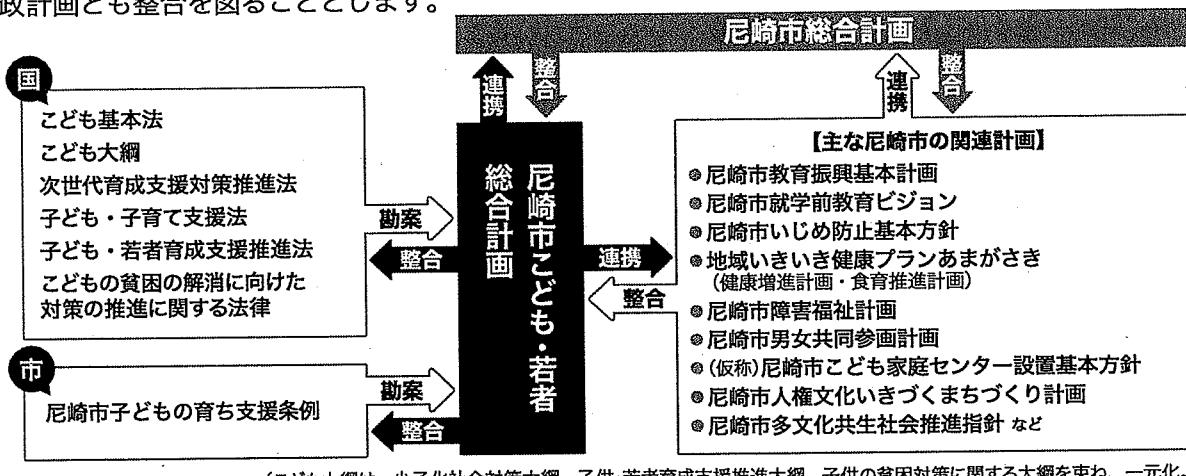
### (1) 法律や条例上の位置づけ

この計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画であり、国のことども大綱を勘案し策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画であるとともに、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、一体的に策定します。また、本計画は、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画と位置づけます。

加えて、尼崎市子どもの育ち支援条例第12条の規定に基づく推進計画として位置づけます。

### (2) 市の分野計画との位置づけ

尼崎市の最上位計画である「尼崎市総合計画」の部門別計画とし、計画の整合を図るとともに、本計画の内容は、福祉、医療、保健、教育など、こどもや子育てに関連する分野において本市が策定し、推進している他の行政計画とも整合を図ることとします。

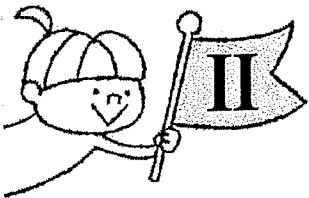


## 3. 計画の対象

こども基本法においては、「こども」の定義を、「心身の発達の過程にあるもの」としています。本計画における「こども」についても、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれることのないよう、心身の発達の過程にあるこどもや若者とします。また、本計画の対象は、こどもや若者のみならず、保護者及び家庭、子育てと育ちを支える地域社会を含むものとします。

## 4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とし、計画の進捗管理について、事業の実施状況などを毎年度ホームページで公表します。なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じるなどの場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



# 計画がめざすこと（基本理念）

## 1. 国におけるめざす姿

国は「子ども基本法」及び「子ども大綱」に基づき、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「子どもまんなか社会」の実現を目指しています。子ども大綱では、日本国憲法、子ども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、以下の6つの柱を子ども施策の基本的な方針としています。

①子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、  
権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

②子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

③子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、  
十分に支援する

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が  
が幸せな状態で成長できるようにする

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を  
大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成  
と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

また、子ども大綱とともに示された「はじめの100か月の育ちビジョン（幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン）」では、子どもを妊娠してから、小学校1年生の途中くらいまでの「はじめの100か月」は、長い人生において幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごすための基盤となる最も重要な時期とされています。すべての子どもが等しく、健やかに育つことができるよう、以下の5つのビジョンが示されています。

- (1) 子どもの権利と尊厳を守る
- (2) 「安心と挑戦の循環」を通して子どものウェルビーイングを高める
- (3) 「子どもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- (4) 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- (5) 子どもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

本計画においても、こうした国の考え方や方針に基づき、本市の子ども施策に取り組んでいくこととします。

## 2. 本市におけるめざす姿

本市には、平成21年(2009年)12月に制定された「尼崎市子どもの育ち支援条例」(以下、「条例」という。)があります。条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの人権を尊重することを基本に、子どもの育ちを地域社会全体で支える仕組みを定めることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に寄与することを目的としています。

また、条例第3条には、子どもの育成に関し、次の4つの基本理念を掲げています。

①子どもの年齢及び成長に応じ、その意見が尊重され、子どもにとっての最善の利益が考慮されること。

②子どもが様々な責任を果たすことができる大人に成長することができるよう、その学び、育つ力が伸ばされるとともに、子どもが他者とのかかわりを大切にして主体的に考え、行動していく力がはぐくまれること。

③保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市により、それぞれの役割又は責務に応じ、主体的な取組がなされるとともに、これらの者の相互の連携により、子どもが健やかに育つことができるための環境が整えられること。

④福祉、保健、教育その他の関連分野において、子どもの育成に関して総合的な取組がなされること。

条例の基本理念や目的は、子ども基本法や子ども大綱の基本的な考え方や方針と整合していること、本計画は条例第12条の推進計画に位置付けられることから、本計画における本市のめざす姿として、条例の前文にある「**子ども・若者の笑顔が輝くまち あまがさき**」の実現をめざす姿とします。

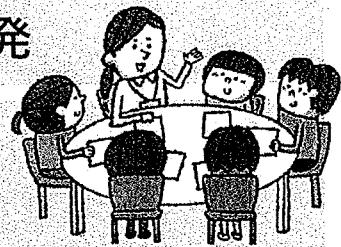
### こども・若者の笑顔が輝くまち あまがさき





子ども・若者が  
権利の主体であることを共有し、  
その権利の啓発に取り組む

- ① こども・若者が権利の主体であることの理解の促進・啓発
  - ② こども・若者の権利に関する理解の促進・啓発
  - ③ こども・若者の意見聴取・意見表明の機会の確保及び政策への反映



子ども大綱では？

子ども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から子ども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。子ども・若者が意見表明をし、社会に参加する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。(P10)

現状

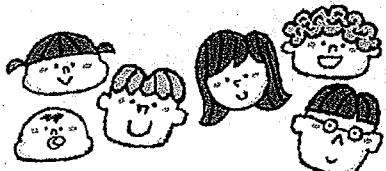
- こども基本法では、国及び地方公共団体は、こども施策の検討、実施及び評価にあたっては、こども・若者等の意見を反映させるための措置を講ずるものとされています。
  - 現在のところ、こども施策の策定等をするにあたって、こども・若者の意見の反映は十分ではない状況です。

課題

- こども・若者自身も自らが権利の主体であり、意見表明やその他の権利があることを十分に認識していません。
  - 子どもの権利や子どもの意見聴取・意見表明について、行政をはじめ関係機関等の理解・周知が十分でない状況です。
  - 子どもの意見聴取・意見表明、そのフィードバックの方法等について、本市としてその具体的な実施手法が確立されていません。



## 子どもの権利とは？



「子どもの権利」とは、子どもたちが安全で健康に育ち、自分の意見を自由に言えるようにするための基本的な権利のことです。これらの権利は、平成元年(1989年)に国連で採択された「児童の権利に関する条約」によって定められています。具体的には、次の4つの原則があります。

これらの権利は、子どもたちが安心して生活し、自分らしく成長できるようにするための大切な約束です。

子ども・若者に対して、子ども・若者自身が権利の主体であり、様々な権利が保障されていることを理解するための啓発を行います。

学校教員や子ども・若者にかかる大人等に対して、子ども・若者の権利について理解を深めるための啓発を行います。

子どもの意見聴取・意見表明について、webアンケートや対面ワークショップなどテーマや対象者に応じた多様な手法を検討し実施します。

より幅広い子ども・若者が気軽に意見聴取・意見表明が行えるよう、オンラインによる意見交換プラットフォーム「コドモワカモノボイスアクション」を開設・運用します。また、こうした取組を通じて、既存のユースカウンシル事業での活用・参加者のすそ野を広げる取組を実施します。

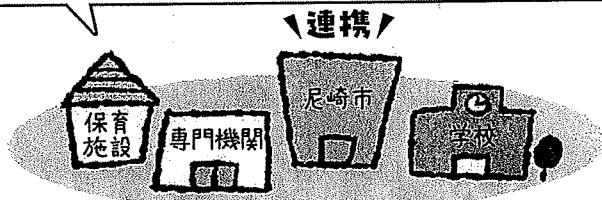
「コドモワカモノボイスアクション・ユースカウンシル事業の詳細は→48ページ

行政や関係機関等が子どもの意見聴取の取組を進めることができるよう、ユースワーカーや専門家等と、子どもの権利について及び子どもの意見聴取の必要性や意義・手法等について、研修・啓発等を実施し、機運の醸成を図ります。また、アウトリーチによる子ども・若者を対象とした啓発を行います。

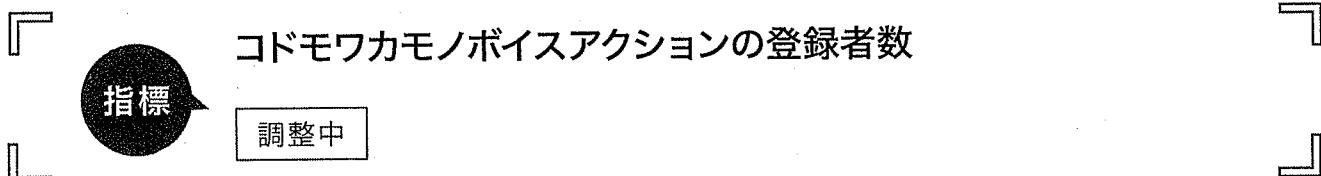


本市の政策形成に子ども・若者の意見を反映するため、子ども・若者に関連する審議会等への子ども・若者の参画を推進します。

保育施設や大学、専門家等と連携して、未就学児等の意見聴取・意見表明について、取り組みます。



小・中・高等学校と連携して、子ども・若者の意見聴取・意見表明について取り組みます。



### コドモワカモノボイスアクションの登録者数

指標

調整中

#### 差別の禁止

子どもは、どんな理由でも差別されなければなりません。

#### 子どもの最善の利益

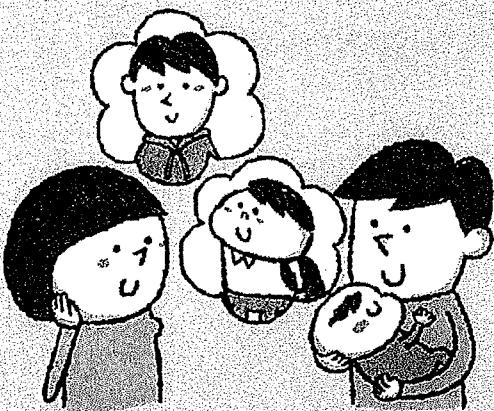
子どもに関することを決めるときは、常にその子どもの最善の利益を考えなければなりません。

#### 生きる権利と育つ権利

子どもは健康に生き、成長するための支援を受ける権利があります。

#### 意見を表す権利

子どもは自分に関することについて自由に意見を言い、その意見が尊重される権利があります。



# 安全に安心して 産み育てることができる 環境づくり

## ① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援



### こども大綱では？

子どもの誕生前から幼児期までは、子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期である。（中略）「子どもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含む子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要である。（P24）

### ▼現状

- 伴走型相談支援として、妊娠届け出時の面接や妊娠8か月アンケート、妊産婦健診を通じた医療機関との連携、「ここにちは赤ちゃん事業」の乳児全戸訪問、また南北保健福祉センターでの乳幼児健診等の機会を捉え、地区担当の保健師が中心となって、妊産婦の不安や困りごとに寄り添いながら相談支援を実施しています。

- 妊娠届出時の面接では、今後の見通しを計画する妊娠期から子育て期のサポートガイド（サポートプラン）を妊婦と保健師が一緒に作成しています。

- 妊産婦家庭の状況に合わせて、産前産後ヘルパー派遣事業、産後ケア事業などの個別支援・サービスにつなげています。

### ▼課題

- 妊娠期においては、具体的に出産や育児をイメージできるような情報を求める人が多く、乳幼児期においては、子どもの年齢が上がるにつれ、育てにくさを感じている保護者が増える傾向にあります。

- 保育施設等に通っていない子どもの保護者は、育児に関する相談相手が少なく、相談先も知らない傾向にあります。

- 核家族、共働き家庭が増えていることから、妊娠中や産後の家事や育児の援助などのサポートが求められています。子育てを周囲のサポートを受けながら楽しめるよう、今後も妊娠期からの支援を行う必要があります。

## 妊娠中や産後に利用できるサービスです。（利用料にかかる費用の一部を尼崎市が負担します）

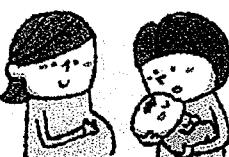
### 産前産後ヘルパー派遣事業

妊娠や1歳未満の赤ちゃんがいるご家庭に、ヘルパーを派遣して、家事や育児のサポートをします。



### 産後ケア事業

「授乳がうまくいかない」「産後の体調がすぐれない」など、出産後の育児支援が必要な産後1年未満のお母さんと赤ちゃんを対象に、助産師が授乳や育児等のサポートをします。宿泊型、通所型、訪問型の3タイプがあります。



## 今後の取組

妊娠届出時の全数面接や妊娠8か月アンケート、生後2か月頃の全戸訪問、妊産婦健診等を通じて、困りごとを抱える妊産婦家庭を把握し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない伴走型支援を実施します。

母子保健事業のDX化を進め、利便性を向上させていきます。

乳幼児健診については、引き続き「いくしあ」との連携により、保育施設等の所属や家庭の状況を踏まえつつ、きめ細やかな未受診者の対応に努めていきます。

子育てに関する学び・交流の場の提供や啓発を地域の関係機関と連携し、協働で取り組みます。

児童虐待の恐れのあるハイリスク家庭に対し、母子保健と児童福祉が連携した一体的な支援を実施します。



(R7年度～R11年度)

**産前産後ヘルパー派遣事業・産後ケア事業などを活用し、産後うつをはじめとした保護者の心身負担を早期に軽減できるよう取り組みます。**

児童相談所の開設にあわせて、子育てについて**24時間電話相談**できる窓口を開設します。

「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」をマッチングし、地域社会で互いに子育てを支えあう**ファミリーサポートセンター事業**をより利便性の高いものに改善していきます。

これまでの尼っこ健診のデータから、肥満児の健康リスクが大きいことが確認できたため、こうしたハイリスク者への支援をより積極的に実施していきます。

義務教育終了後も定期的な健診受診を含めた健康づくりを支援していくため、16歳から39歳までを対象とした生活習慣病予防健診の周知に努めています。

「**こども家庭センター**」機能を活かし、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへの母子保健と児童福祉による一体化的な相談支援を行います。また、関係機関とも連携し、地域資源への接続等、包括的な支援の充実を図ります。

指標

妊娠、出産に満足している人の割合

85%

育てにくさを感じた人のうち、対処できる親の割合

90%



## ② 地域の支援団体や学校などと連携した支援



- ・子ども・若者の「居場所」とは、子ども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものであるが、その場を居場所と感じるかどうかは子ども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進する。(P27)

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、子どもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりと、地域や子どもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。(P27)

### ▼現状

- すべての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。
- 平成21年(2009年)に制定した「尼崎市子どもの育ち支援条例」に基づき、子育てコミュニティソーシャルワーカーを配置し、子ども食堂や子どもの居場所等に取り組む地域の子育て支援団体・グループの支援を行っています。
- 子ども・若者が安心して過ごすことができ、地域で子ども・若者を見守り、支える場でもある子ども食堂や子どもの居場所は、地域の子育て支援団体・グループの活動により着実に増加しています。
- 地域と学校の連携・協働をさらに進めていくため、令和2年度(2020年度)から地域の皆さんの意見を学校の運営方針に反映させる仕組みであるコミュニティ・スクール(学校運営協議会)をモデル校に導入し、その取組を進めてきました。令和6年度(2024年度)では、全小学校41校でのコミュニティ・スクールの導入、令和7年度(2025年度)には、市立小・中・高等学校、特別支援学校の全校にコミュニティ・スクールの導入を完了させる予定です。

### ▼課題

- 子ども・若者が安全に安心して過ごせる居場所について、子ども・若者に広く、わかりやすく周知していく必要があります。
- 学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組み、学校と地域が一体となって子どもたちを育てるために、導入したコミュニティ・スクールを活用し、「地域とともにある学校づくり」のさらなる推進を図る必要があります。

**尼崎市内で子どもを養育する方を対象に、子育て環境についての評価や課題をお聞きしました。**

（令和6年(2024年)7～8月に、インターネット調査にてアンケートを実施し、260人から回答をいただきました）



尼崎市が「子育てしやすいまち」になるには、何を改善すると良いと思いますか？

第1位 公園や児童ホーム(学童保育)など 子どもの居場所の充実	66.2%
第2位 教育環境の充実	59.6%
第3位 事故や犯罪の取締りの強化	51.9%
第4位 住環境の改善	40.0%
第5位 自然環境の保全	32.3%



尼崎市の子育て支援でもっと力を入れてほしいことはありますか？

第1位 給食費の無償化	73.1%
第2位 子どもの医療費助成の拡充	70.4%
第3位 公立学校の学力向上・教育環境の充実・改善	66.9%
第4位 子どもだけで安心して遊べる場所づくり	66.5%
第5位 子どもに対する防犯対策の充実	62.3%

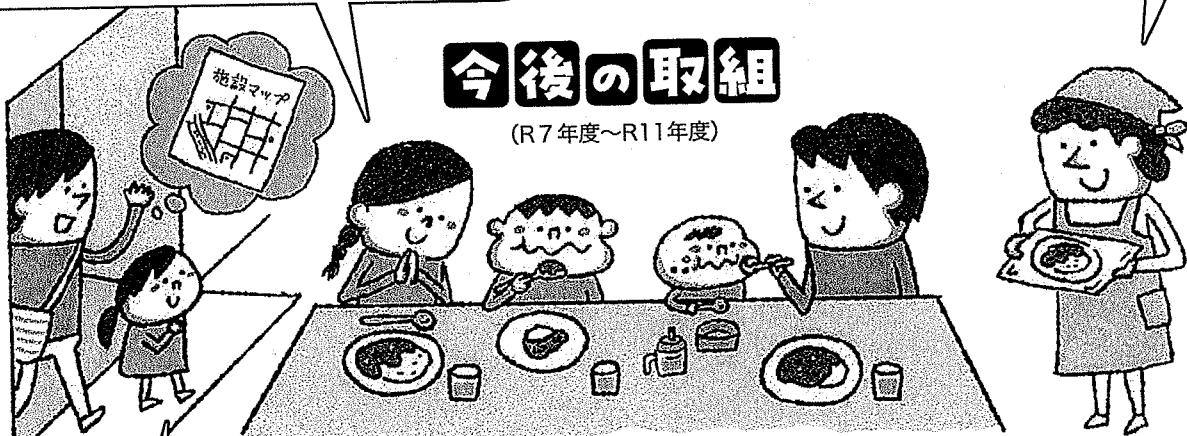
子どもや若者が安全に安心して過ごせる居場所づくりが求められています。

子どもの居場所づくりに関する指針(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、指針に基づいた地域のこども・若者の居場所づくりを推進します。

こども食堂や子どもの居場所等に取り組む地域の子育て支援団体・グループ等に対し必要な経費等の一部を助成し、こども食堂や子どもの居場所の確保に努めます。

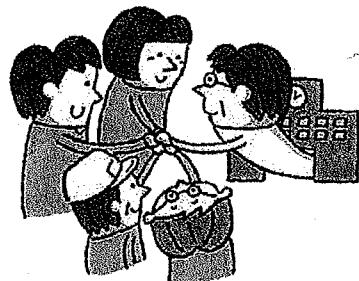
## 今後の取組

(R7年度～R11年度)



こども食堂や子どもの居場所について、施設マップを作成し、WEBやSNSで発信するなど、こども・若者にとってわかりやすい周知に努めます。

コミュニティ・スクールの効果的な運営に向け、社会教育課や地域課職員等による伴走支援、導入校に対するアンケート調査結果のフィードバック、地域と学校の協働活動に係る様々な事例に基づいた助言、情報共有や研修等の実施を行います。



こども・若者の健全育成に係る地域での様々な活動について、市長事務部局、教育委員会及び関係機関とともに連携して支援を行います。

### こども・若者の居場所の数(キッズ&ユーススポットの登録数)

74か所

指標

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動により、学校が抱える課題等の解決策が見いだせたと回答した学校の割合

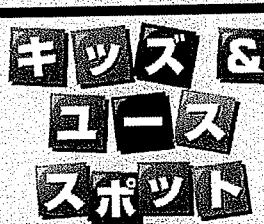
60%



### キッズ&ユーススポット

尼崎市内でこどもたちが大人の見守りのもと、気軽に立ち寄り、安全に安心して過ごせる子どもの居場所(こども食堂含む)を「キッズ&ユーススポット」として登録しています。

登録施設には右のステッカーが提示されています。ぜひご利用ください。



子どもたちが安全・安心して過ごせる居場所です  
尼崎市こども青少年課発行



### ③ 子育てしやすい魅力あるまちづくりに向けた取組



- ・子どもや子育て当事者の目線に立ち、子どものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、地域住民の理解を得た上で、子どもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進する。子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。(P16)
- ・子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進める。(P23)

▼現状

#### 〈まちづくり〉

- 交通の利便性が高く、大阪・神戸といった大都市に近く、市内にも多くの働く企業が立地しているため、働きながら、子育てもしっかりとできるまちです。また、地価が近隣市と比べて手ごろであるため、利便性と地価のバランスが非常によいです。
- 駅前の再開発などが進み、まちの景色が変わりつつあり、まちのイメージが向上しています。

#### 〈防犯・マナー向上〉

- 安全で安心して暮らせるまちを実現するため、警察や防犯協会等と連携した防犯意識の普及・啓発の実施、防犯カメラ設置・更新にかかる助成、自転車盗難防止に関する取組等を行っています。
- 望まない受動喫煙と、身体や財産への被害を防止するため、令和7年(2025年)3月末までに市内13駅の駅周辺における路上喫煙禁止区域の指定をめざしています。また、令和7年(2025年)4月から路上喫煙禁止区域内において、条例に違反して路上喫煙する者を現認すれば、その場で過料処分を行う条例改正を行いました。

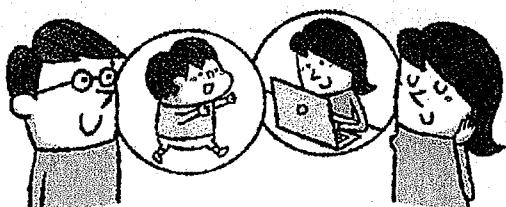
▼課題

#### 〈まちづくり〉

- 改善傾向にはありますが、ファミリー世帯の転出傾向は継続しており、さらなる取組を進めていく必要があります。
- 単身向けの賃貸住宅が多いなど、子育て世帯が住むような住宅を確保していく必要があります。

#### 〈防犯・マナー向上〉

- 自転車盗難件数は、依然として多いことから、さらなる対策が必要です。
- 市内13駅の駅周辺に指定した路上喫煙禁止区域の範囲や規制内容をお知らせする看板等の設置が不足しており、路上喫煙禁止区域における規制内容の周知を進めていく必要があります。



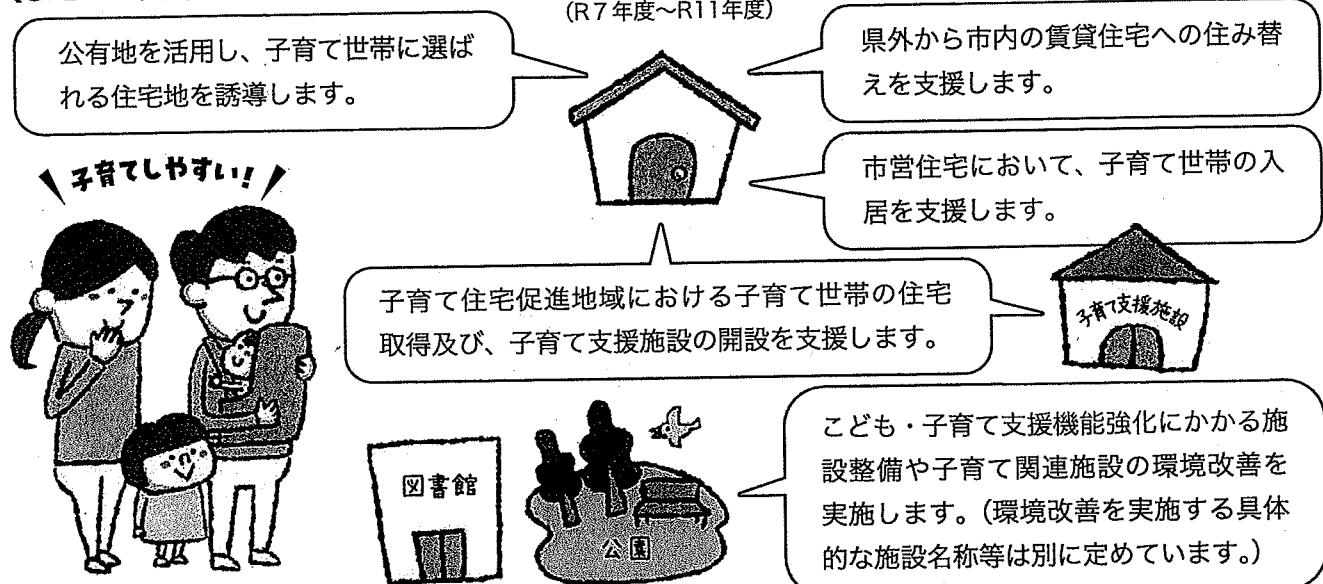
## あまがさき子ども・子育てアクションプラン

「働く」も「子育て」もしやすいまちをめざし、令和8年度(2026年度)までの本市の構想を示した「あまがさき子ども・子育てアクションプラン」を策定し、取組を進めています。



## 今後の取組

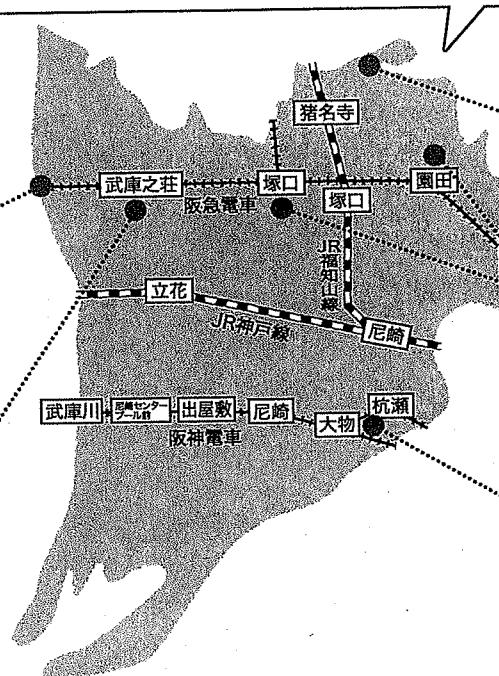
### 〈まちづくり〉



これからのまちづくりについて、まちの魅力向上を図り、こどもや子育て当事者が安心・快適に日常生活を送ることができるよう、次のような公共空間の再整備を実施します。

(仮称)武庫川周辺阪急新駅の設置をはじめとした、良好な住環境と利便性を両立したまちづくりを推進します。

大井戸公園の再整備に加え、北図書館と貸館機能を有した複合化した新図書館を整備します。



農業体験や環境学習ができる施設及び農業振興の拠点として、農業公園の再整備を行います。

居心地よく歩きたくなる空間や地域活性化をめざし、阪急塚口・園田駅前の整備を行います。

小田南公園に移転する阪神タイガースのファーム施設をはじめ、大物公園や大物川緑地などを一帯整備します。

### 〈防犯・マナー向上〉

防犯に関する啓発、パトロールを実施するとともに、自転車盗難等の対策として、防犯カメラをより活用した対策の実施に向け効果検証をしていきます。

路上喫煙禁止区域における規制内容の周知を進めていくとともに、望まない受動喫煙と身体や財産への被害の防止策を強化するための対面指導を行う体制を整え、喫煙ルールと喫煙マナーの向上をめざしていきます。



指標

「子育てをしやすいまち」と感じている市民の割合

69.2%



# 子育てと仕事の 調和の実現に向けた環境づくり

① 保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上

② 保育士等の確保・定着化の取組

③ 障害児、医療的ケア児への支援及び要支援家庭のこどもへの対応

④ 子育て家庭の負担軽減



子ども大綱では？

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるように取り組む。子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えていくことは、子どもと子育て当事者の幸せにとって欠かせない。同時に若い世代にとって、子育てへの安心感や見通しを持つことにつながる。(P11)

▼現状

- 保育施設や児童ホームの新規開設などによる定員増や保育士・放課後児童支援員等の確保・定着化による受入児童数の増など、待機児童の解消に向けて取組を進めています。
- 不適切保育についての相談窓口を設置し、事案の対応に努めています。
- インクルーシブ保育の推進のため、医療的ケア児の受入施設の拡充などが必要です。
- 第4次民間移管計画で予定していた公立保育所の民間移管はすべて完了しました。
- 公立保育所の長寿命化工事や、民間保育園の建替え・大規模改修に係る補助事業を行うなどして、既存施設の老朽化対策に努めています。

▼課題

- 近年の少子化傾向も踏まえ、保育施設や児童ホーム等の将来的な需要を慎重に見極めながら待機児童対策に取り組んでいく必要があります。
- 全国的にみても、保育士等の不足が顕著化していることから、さらなる保育士等の確保・定着化に向けた取組が必要です。
- 保育環境の変化や保育ニーズの多様化、保育施設の老朽化等を踏まえ、公立保育所の今後のあり方について検討を行う必要があります。
- 医療的ケア児や支援が必要な子どもの保育等のニーズに対応していくよう、受入施設の拡充や障害児保育等の推進につながる支援を行う必要があります。
- 令和8年度(2026年度)から本格実施が義務化されている「子ども誰でも通園制度」の実施に向けて、提供体制の確保などの取組が必要です。
- 保育所、幼稚園、学校等での諸手続きが煩雑であり、保護者の負担軽減のための効率化が必要です。



## 今後の取組

(R7年度～R11年度)

「こども誰でも通園制度」の利用ニーズに対応できるよう提供体制を確保することで、すべての子どもの健やかな成長に寄与するとともに、子育てに不安を抱える保護者の支援を行っていきます。

公立保育所の今後の基本的方向について、学識経験者、関係機関や保育施設利用者の意見を丁寧に聞き取りながら、再整理を着実に進め、本市の子育て環境の充実と民間保育施設を含めた本市全体の保育水準の向上を目指します。



市内や近隣在住の保育士への求人活動の強化及び潜在保育士の再就職支援等、様々な取組の中で保育士の仕事の魅力発信や保育士の離職防止対策などを行い、保育士の確保・定着に努めます。

適切な保育や放課後児童育成が行われるよう、専門研修を充実させるとともに、質の向上のための巡回支援を実施していきます。

インクルーシブ保育を更に充実させ、医療的ケア児や障害児の受入れに向けた取組を進めていきます。

保育施設や児童ホームにおける待機児童の解消を図ります。



児童ホームにおいて、さらなる放課後児童支援員等の確保・定着化に取り組んでいきます。

夏休み等の学校長期休業期間中の児童ホーム等への昼食配送等、児童ホーム等の利用者の利便性向上を図ります。



保育所、幼稚園、学校等での諸手続きのオンライン化を推進します。

学校における学校諸費や給食費の徴収等について、保護者の利便性向上に向けた取組を推進します。

指標

保育施設や児童ホームにおける令和8年度までの  
待機児童解消

0人

## 児童ホーム・こどもクラブICT化の推進

児童ホームやこどもクラブにおいては、保護者の子育てにかかる時間的負担の軽減や職員の業務効率化等を図るために、ICT化の推進に取り組んでいます。令和6年度(2024年度)からは、公立児童ホームに入退室管理等システムを導入し、公立児童ホーム及びこどもクラブにおける通信環境(Wi-Fi)の整備を行っています。

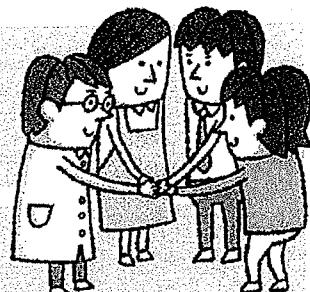




# すべてのこどもが 健やかに育つ環境づくり

## ① 保健・福祉・医療・教育などによる こどもや家庭への総合的な支援

## ② いくしあと一体的な児童相談所の設置・運営



### こども大綱では?

- 虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行う。(P20)
- こども家庭センターの設置や訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の居場所支援の推進等を行うとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一緒にとなって継続的に支え、虐待予防の取組を強化する。(P20)
- 児童相談所が一時保護や措置を行う場合等においては、子どもの最善の利益を保障しつつ子どもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取を適切に実施するとともに、子どもの意見表明や子どもの権利擁護を実現できる環境整備を積極的に推進する。(P21)

### ▼現状

- 子どもの育ち支援センター「いくしあ」では、虐待、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、発達障害、生活に課題や困難を抱えるなど、社会的支援を必要とする子どもや家庭に寄り添い、保健・福祉・医療・教育などの分野を超えた総合的な支援とともに、虐待の予防や早期発見・対応に取り組んでいます。
- 要保護児童対策地域協議会による地域ネットワークの構築により、虐待の予防や対応に取り組むほか、子どもの支援に携わる市職員と民間事業者が相互理解のもと事例検討を行うなど、地域と協働して支援を行うためのネットワーク構築に向けて取り組んでいます。
- 児童福祉法の改正に伴い、令和6年(2024年)4月より「いくしあ」と南北保健福祉センターの3拠点でこども家庭センター機能を設置し、母子保健・児童福祉の一体的な相談支援を行っています。
- 令和8年(2026年)4月の児童相談所設置に向け、「いくしあ」との一体的かつ効果的な支援を行うための体制をめざし、組織運営のあり方の検討、人材確保・育成、関係機関等とのネットワーク強化、施設整備等の取組を進めています。
- 県や尼崎地区里親会と共に開催される里親セミナーの開催など、里親制度の周知啓発に取り組んでいます。

### ▼課題

- 要保護児童対策地域協議会管理ケースが年々増加しており、複雑化・複合化する相談に対応するため、関係機関等との連携をさらに深めが必要です。
- 地域資源の開拓や地域と協働で支援を実施する必要があります。
- 児童相談所の設置・運営にあたっては、児童福祉司や児童心理司、児童指導員等の専門職(スーパーバイザー含む)の確保・育成が喫緊の課題です。また、医師や弁護士、警察、学校連携コーディネーター(指導主事等)など、多職種の専門職を確保する必要があります。

## 今後の取組

(R7年度～R11年度)



子ども家庭センター機能を持つ「いくしあ」及び南北保健福祉センターの各拠点において、統括支援員を中心に、母子保健と児童福祉が連携し、切れ目のない支援を行います。

「いくしあ」では、保健・福祉・医療・教育などの横断的な支援を実施するとともに、プッシュ型支援(見守り支援の強化等)を含む**予防的アプローチ**による子どもとその家庭への継続的な支援を行います。また、令和8年度(2026年度)に児童相談所を設置することで、緊急的・専門的な支援も実施し、一体的・総合的な支援体制を構築します。

子どもとその家庭にとって、より効果的な支援ができるよう、関係機関との相互理解に基づくネットワークを強化するとともに、地域資源の開拓を含め、関係機関や地域の支援団体と連携して支援を進めます。

子どもファーストの支援を実現するため、子どもに関わるすべての職員が子どもの意見を尊重する重要性を理解するとともに、子どもが日常生活の中で意見表明ができ、その意見が支援につながるよう取り組んでいきます。



子どもとその家庭に向き合い、適切な支援を実現するために、医師や弁護士を含む多職種の専門職を確保するとともに、研修機会の確保、必要な資格取得支援に取り組むなど、人材育成に積極的に取り組んでいきます。

児童相談所設置に併せて一時保護所を整備し、子どもの安全だけではなく子どもが安心でき、在籍校への通学支援による学習保障など、子どもの権利が守られるよう運営します。



「里親支援センター」を設置し、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後までの一貫した里親支援を行うことや、ケアリーバーへの効果的な支援について検討するなど、本市の社会的養育のあり方をまとめた「尼崎市社会的養育推進計画」を策定します。

※ ケアリーバー(社会的養護経験者)とは、児童養護施設や里親などの社会的養護の保護(ケア)を離れた方(リーバー)のことといいます。

### 「いくしあ」って、何？

子どもや子育てに関して課題や困難を抱える0歳からおおむね18歳までの子どもや子育て家庭に寄り添い、様々な関係機関が連携しながら、切れ目なく継続的に支援を行う総合施設です。公認心理師や社会福祉士などの専門職が、電話や面接などにより、保護者や子どもたちの悩みをお聞きして解決につながるよう一緒に考えます。

- こどもや子育てで困ったら  
TEL.06-6430-9989
- ひきこもりがちな青少年の相談は  
TEL.06-6423-8560  
月～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
午前9時～午後5時30分  
※連絡は匿名でも可能。秘密は守られます。

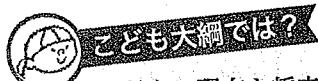
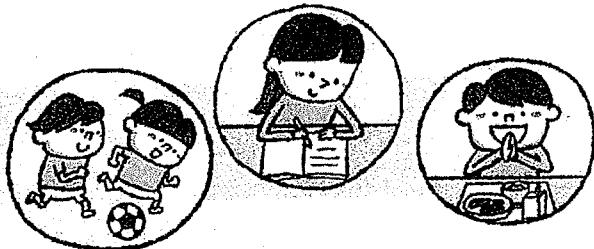


FAX 06-6430-9989 <メール相談> ama-ikushia@city.amagasaki.hyogo.jp

<場所>尼崎市若王寺2丁目18番6号 あまがさき・ひと咲きプラザ内  
来所相談もできます。(予約不要)



### ③ 子どもの貧困解消に向けた取組



- ・子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要がある。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進める。(P18)
- ・ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。また、子どもに届く生活・学習支援を進める。(P34)

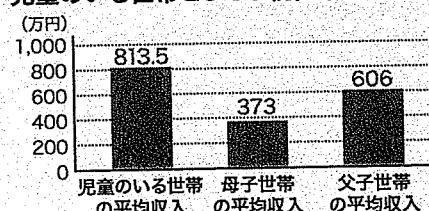
▼現状

▼課題

- 貧困によって子どもの現在と将来が閉ざされることがないよう、子どもの将来の自立を後押しするため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者を対象に、学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進学や就労といった進路選択に関する情報提供など包括的な支援を実施しています。
- 一般的に保護者の所得など家庭の状況が子どもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。

- 子ども・若者の貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であることから、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。
- 貧困の状況にある子ども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める必要があります。
- 子ども・若者の貧困は、家庭の自己責任ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるという認識のもと、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働により、子ども・若者の貧困に対する社会の理解を促進する必要があります。

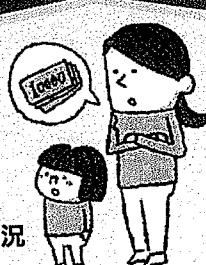
児童のいる世帯とひとり親世帯の収入(全国平均)の比較



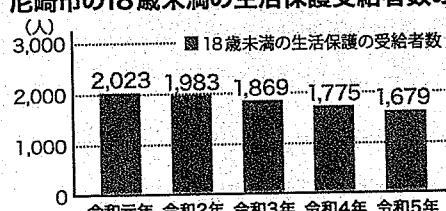
母子世帯の平均年間収入は373万円、父子世帯の平均年間収入は606万円となっており、児童のいる世帯の平均所得(813.5万)を大きく下回っています。

(資料) 母子世帯・父子世帯の平均収入：令和3年度全国ひとり親世帯等調査(厚生労働省)  
児童のいる世帯の平均収入：令和3年国民生活基礎調査(厚生労働省)

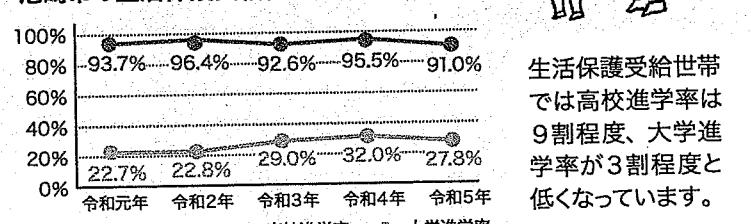
データからみる  
子どもの貧困に  
関する状況



尼崎市の18歳未満の生活保護受給者数の推移



尼崎市の生活保護受給世帯における進学の状況



生活保護受給世帯では高校進学率は9割程度、大学進学率が3割程度と低くなっています。

(参考) 令和5年度全国平均：高校進学率 98.7%、大学進学率 57.7%

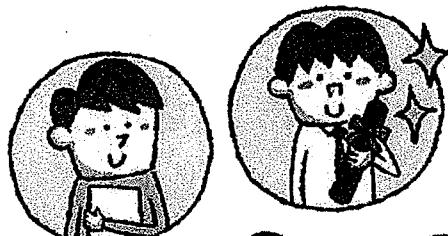
## 今後の取組

(R7年度～R11年度)

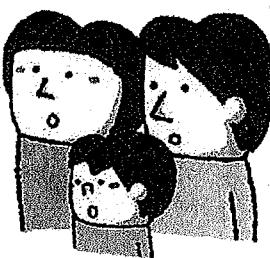
生活保護世帯や生活困窮世帯のこども・若者が、経済的困窮状態におちいることがないよう、小学4年生から中学3年生に対して、市内4か所で地域に子どもの居場所を確保し、**生活困窮者学習支援事業**を実施します。



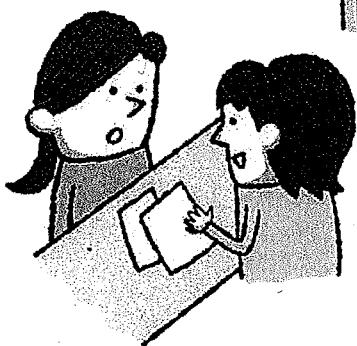
生活保護受給者の中には学力だけではなく、養育環境に課題があることから、奨学金の案内や入試方法の説明等の養育者への支援を担当ケースワーカーや関係機関と連携して支援します。



高校に進学した生活保護受給世帯の若者が、中退せずに卒業できるよう支援します。

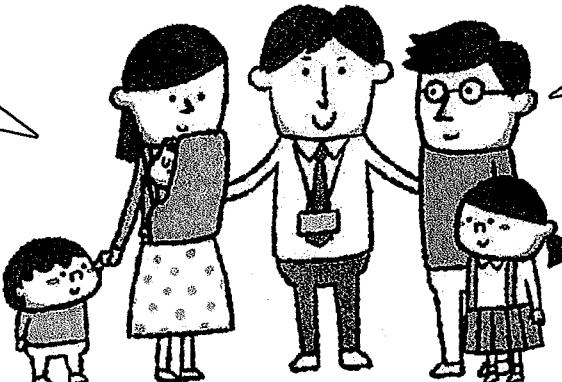


貧困が理由で、若者が高等教育への進学が閉ざされないよう取組を検討していきます。



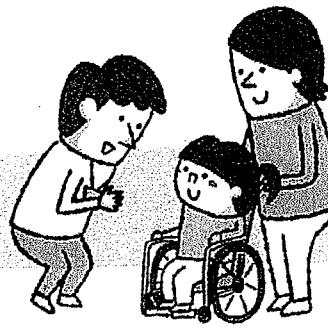
子育て世帯を含めた経済的に困窮する世帯の生活の安定に資するための支援として、生活困窮者自立支援法に基づく**相談窓口(しごと・くらしサポートセンター)**を設置し、生活保護に至る前の段階で、自立に向け、各種支援を実施します。

母子家庭又は父子家庭に対し専門員による、生活の安定、自立のための相談や、就業を効果的に促進するため資格取得をサポートする給付金制度を実施します。



母子家庭や父子家庭で、就学や就業等のために資金の貸付を実施します。

離婚などによりこどもと離れて暮らすことになった親が、自分たちだけでこどもとの親子交流を行うことが難しい場合に、親子の交流を支援する事業を実施します。



## ④ 障害を抱える子ども・家庭への支援



- こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。(P19・20)
- 障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。(P20)
- 特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。(P20)

### ▼現状

- 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスの確保や、児童発達支援センター等において、保護者や地域の支援機関への療育指導や各種支援、発達相談等を行っています。
- 多様なニーズに対応できる保育サービスが提供できるよう、保育施設において職員への専門研修や保育内容の充実に取り組んでいます。
- 「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について（基本方針）」（あまっ子方針）を策定し、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、支援体制の充実を図るなど各種施策を進めています。
- 「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」及び「尼崎市保育所における医療的ケア実施ガイドライン」に基づき、医療的ケアの必要な幼児児童生徒の心身の状況に応じた適切な支援を行っています。
- 訪問看護ステーションと看護業務にかかる協定を締結し、医療的ケアの実施体制を整備しました。
- 令和3年度（2021年度）から、すべての市立幼稚園に「教育支援員」を配置、令和5年度（2023年度）からすべての小・中学校（夜間中学校を除く）に「特別支援教育支援員」を1名ずつ配置しました。
- 生活介助が必要な児童生徒が多数在籍する小・中・高等学校に、生活介助員を配置し、教室・学校からの飛び出し、異食、更衣・排泄・移動等の未確立といった生活上の困難を改善し、児童生徒の安全を確保するとともに、通常の学級及び特別支援学級の学習を円滑に行うことができるよう支援しました。
- 教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加に伴い、全幼稚園、小・中学校に特別支援学級を設置するほか、小・中学校においては、特別支援教育支援員、生活介助員、特別支援ボランティアによる計画的なサポートを実施しています。

### ▼課題

- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援を行うため、早期からの相談支援の推進や学校園における合理的配慮の提供、教職員の専門性の向上、保護者・学校・関係機関との連携等による切れ目がない一貫した支援の充実を図っていく必要があります。
- 特別な支援が必要な子どもや医療的ケア児の保育や放課後児童育成のニーズに対応していくよう、受入施設の拡充や障害児保育等の推進につながる支援を行う必要があります。
- 特別な支援が必要な子どもが増加しているため、就学前施設においても、特別な支援が必要な子どもを受け入れるための環境を整備する必要があります。

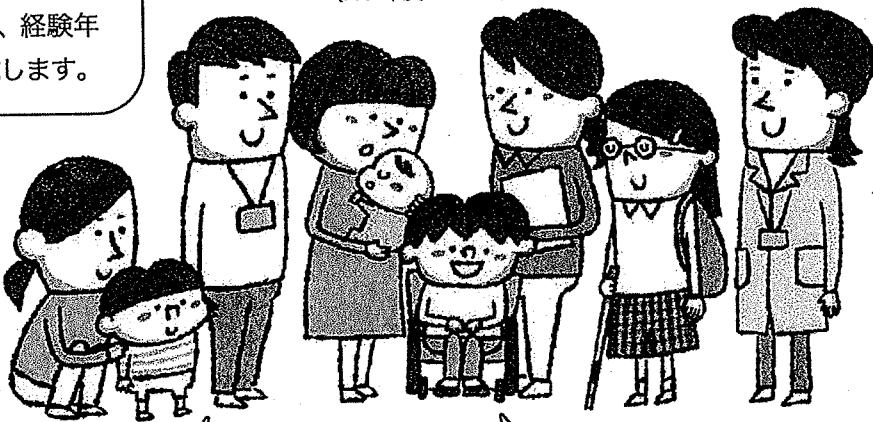
インクルーシブ保育をさらに充実できるよう、障害児や医療的ケア児の受入れに向けた取組を進めます。

基幹相談支援センターに配置する「医療的ケア児等コーディネーター」を中心に、医療的ケアが必要な子どもの状況把握と地域の保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関との支援連携などに取り組みます。

支援体制の充実と教員の専門性の向上のために、階層別、経験年数別研修を実施します。

## 今後の取組

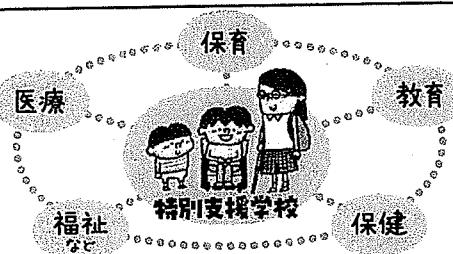
(R7年度～R11年度)



教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加や支援の多様化に対応できるよう、特別支援教育支援員を大規模校に複数名配置することや、生活介助員等の増員を図ります。

バリアフリー法の趣旨を踏まえた基礎的環境整備に向けて、エレベーターの設置など保育所、幼稚園、学校等施設の整備についても優先順位をつけて計画的に進め、ソフト・ハードの両面で取組を推進します。

市立の児童発達支援センター「たじかの園」を中心に、地域の障害児通所支援事業所への助言や援助などに取り組みます。また、これら事業所のネットワークづくりや保健・こども・教育など各機関との連携を進めていくことで、障害のある子どもの療育環境の充実につなげます。

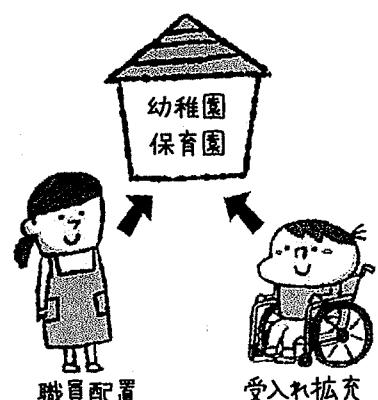


子ども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、支援が必要な幼児児童生徒が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校を核とした保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関とのネットワークを形成します。

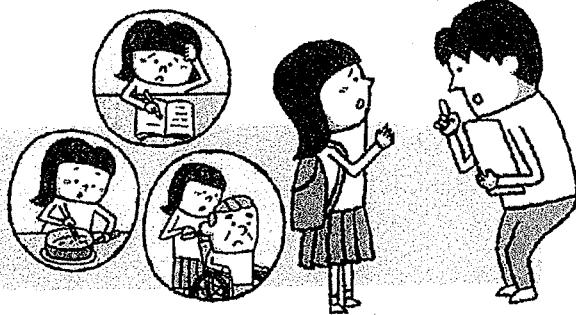
私立幼稚園等において特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するための補助を実施します。

公立保育所において、特別な支援が必要な子どもの受入れを拡充するとともに、連絡調整会議の意見を踏まえ、障害児保育の適用の可否や職員配置を検討します。

市立幼稚園においても、特別な支援が必要な子どもの受入れを拡充するとともに、就園検討会議の意見を踏まえ入園や職員配置を判断します。



## 5 こどもの人権擁護とさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援



### こども大綱では?

- 本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく。(P22)
- いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む。(P29)
- 体罰はいかなる場合も許されものではなく、学校教育法で禁止されている。(P30)

### ▼現状

- いじめの防止等に関する関係機関、団体の連携の推進及びいじめ問題に関する情報共有・意見交換を図るため、尼崎市いじめ問題対策連絡協議会を設置しています。
- 尼崎市子どものための権利擁護委員会では、いじめや体罰等の子どもの人権侵害に関する救済申立や相談を受け付け、解決に向けた調査等を行い、子どもの人権を保障する活動を行っています。
- こどもアドボカシー活動(こどもの声をしっかり聴き、子どもの意見表明を支援する活動)の普及啓発に努めています。
- ヤングケアラーの早期発見・支援につなげるため教員向け資料を作成し、市立小・中・高校に配付するとともに、家庭に立ち入る機会の多い介護事業者向けに、ヤングケアラーに関する説明会を実施するほか、府内の関係部署に対する周知啓発を行うなど、ヤングケアラーの早期発見・早期支援に向けた連携強化に取り組んでいます。

### ▼課題

- いじめの問題は、地域社会全体で連携して対応していくものとする「尼崎市いじめ防止基本方針」の基本理念を浸透させ、関係機関及び団体等において、共通理解を深める必要があります。
- 尼崎市子どものための権利擁護委員会では、相談件数は増加していますが、こどもに十分知られているとは言えません。また、こども本人からの相談が少ないため、こどもを対象にした当委員会の周知のほか、児童の権利に関する条約等に関する啓発や意見表明の機会を提供していく必要があります。
- 家庭環境上支援を必要とするヤングケアラーは、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、自ら声をあげるケースが少なく、発見・相談・支援につなげることが難しい状況です。

## 尼崎市子どものための権利擁護委員会

いやなことをされた、暴力を受けた、大切な人と離ればなれにされたなど、権利が傷つけられたと感じたときの相談先です。市内に在住・在勤・市内のこども施設に在籍する子どもの相談を受け付けます。相談は無料です。  
(保護者などからの相談も受け付けます)



0120-968-622

平日・土曜:午前10時~午後6時



尼崎市若王寺2丁目18番5号

あまがさき・ひと咲きプラザ アマプラリ2階  
平日・土曜:午前10時~午後6時

尼崎市子どものための権利擁護委員会



※秘密は絶対に守ります。

ひとりじゅうして  
いいわけがない

困ったときのあなたの切り札

チームで  
向き合います

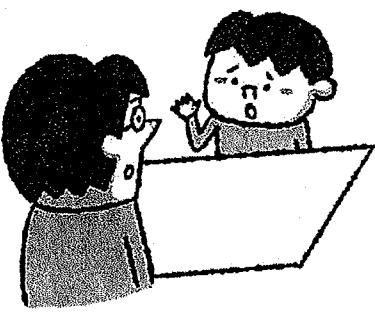
尼崎市子どものための権利擁護委員会



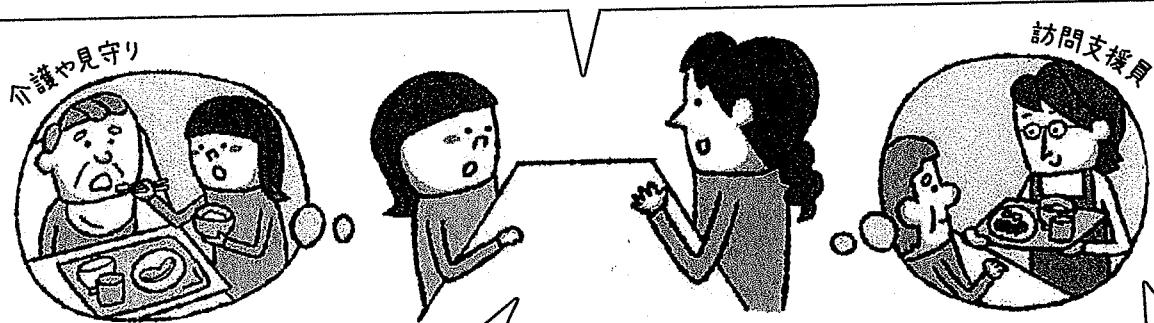
## 今後の取組

(R7年度～R11年度)

尼崎市子どものための権利擁護委員会の活動として、子どもの意見表明を支援する「言うてええねん会議」の開催を今後も継続します。また、子どもを対象とした児童の権利条約等に関する啓発等を行います。



福祉、介護、教育等の関係機関と連携協力を図り、ヤングケアラーの早期発見・把握に努めます。



ヤングケアラーピアサポート事業では、ヤングケアラー当事者を対象に、当事者同士でゆっくりご飯を食べながら話したり、楽しいプログラムをしながら、ゆるくつながっていけるようなイベントを行います。

ヤングケアラーの子どもが担っている家族の世話等に係る負担を軽減または解消するため、児童ケースワーカーが家庭に対する適切なアセスメントやコーディネートを行い、関係機関と協働して適切な支援を実施します。

### ヤングケアラーって？

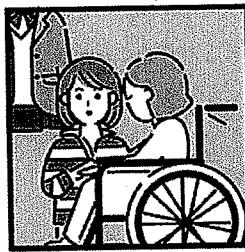
ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことです。



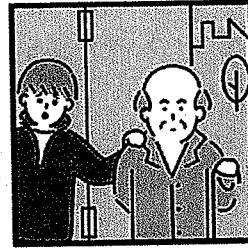
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



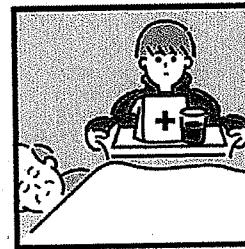
日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



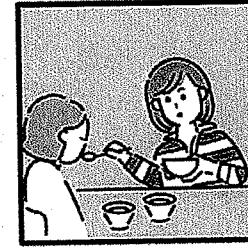
家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



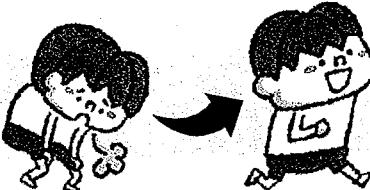
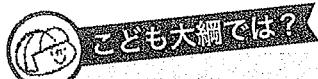
障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：こども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>) (参照 2024-06-12)



# こどもたちの生きる力を はぐくむ環境づくり

## ① 学ぶ力と健やかな体の育成



- ①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障の3つを学校教育の本質的な役割として継承しつつ、こども・若者、保護者、教育現場、地方公共団体（教育委員会及び首長部局）などのステークホルダーからの意見聴取や対話をを行い、施策に反映していきながら、取組を着実に進めていく。（P27）

- ・幼保小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る。（P26）

- ・学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者と関わりながら育つ、子どもにとって大切な居場所の一つであり、子どもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摶を実現する観点から、公教育を再生させ、学校生活を更に充実したものとする。（P26）

### 〈就学前教育〉

- 市立幼稚園の園児数は大幅に減少しているのに対し、保育需要の増加による待機児童の解消が喫緊の課題となっています。また、近年における幼児教育を巡る国の政策は大きな動きをみせており、これらの状況に対応するため、官民幼保の就学前教育施設における教育内容等の充実策や連携方法、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、その方向性や取組等を示す「尼崎市就学前教育ビジョン」を令和6年（2024年）2月に策定しています。

### 〈学力の向上〉

- あまっ子ステップ・アップ調査を毎年実施し、自校の成果や課題を分析しています。全学年において、学力低位層が減少しており、基礎学力の定着に一定の成果がみられます。
- 各校の実情に応じた帯学習、放課後学習を実施し、基礎学力の定着を図っています。
- すべての小・中・高・特別支援学校に授業にかかる補助をする外国人外国語指導助手（ALT）を派遣・配置するとともに外国語活動指導補助員（JTE）を派遣・配置しています。

### 〈体力向上〉

- 毎年度「あまっ子体力向上プラン」を策定し、児童生徒の体力・運動能力向上の取組の紹介や新体力テストの結果などを掲載するとともに、運動能力向上のためのリズムジャンプの紹介等を行っています。また、各校の体力テストの結果や運動事例、家庭でも取り組むことができるなわとびカードの配付を行っています。

○特別な支援が必要な子どもの入所入園割合が増加傾向のため、特別支援教育のあり方及び受け入れ体制についても検討が必要な状況にあります。

○学力の向上に向けては、これまでの取組に一定の成果がみられる中、これからは基礎学力を活用し、探求及び発展的な学びにも注力することが重要です。今後も、ALTやJTEを効果的に配置するなどの学校指導体制の充実が必要です。

○小・中学校において、新体力テストの結果が兵庫県の平均を下回っています。

▼現状

▼課題

## 今後の取組

(R7年度～R11年度)

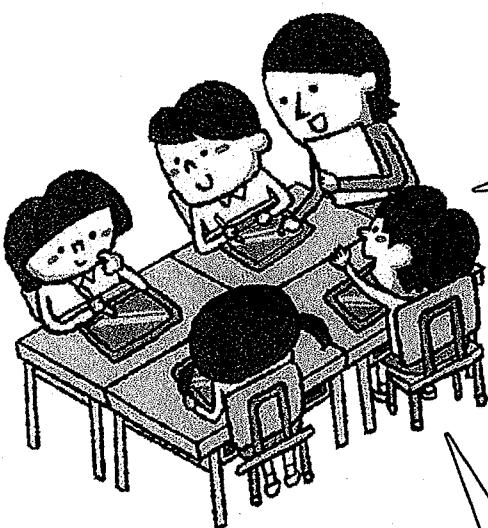
### 〈就学前教育〉

「尼崎市就学前教育ビジョン」に基づき、本市がめざす就学前教育の取組として3つの柱(①就学前教育の質の向上、②インクルーシブ教育の推進、③幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続)を推進する中で、市立の幼稚園・保育所、私立の幼稚園・保育園、認定こども園等の関係者、学校関係者、保護者や地域の人々と共に、就学前教育内容の充実を図り、こどもたちの「後伸びする力」「生きる力」を育みます。

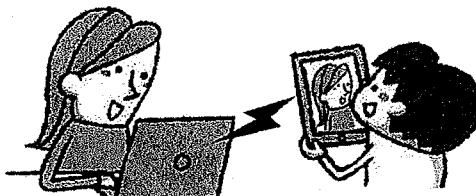


### 〈学力の向上〉

授業づくりハンドブックの活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、児童生徒同士の学び合い、多様な他者とともに問題の発見や解決に挑む授業展開など、協働的な学びの実現を図ります。



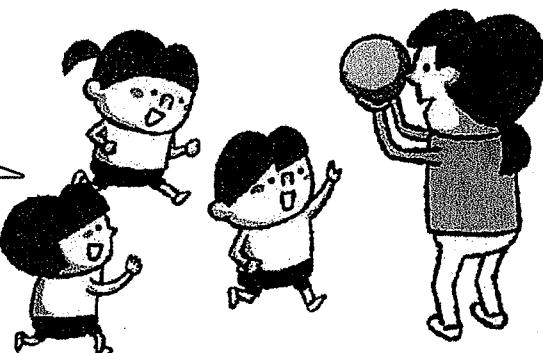
ICTを活用した学習のデジタル化を積極的かつ効果的に促進し、学習の状況を把握して自ら見通しを立てたり、新たな学習方法を見いだしたり、自ら学び直しや発展的な学習を行うなど、個別最適な学びの実現を図ります。



一人一台貸与されているタブレット端末を活用し、外国にいる外国人講師とオンラインでつながり授業を行うなど、言語活動の活発化と学習の成果を活かす機会の充実を着実に進めます。

### 〈体力向上〉

休み時間や放課後に取り組める運動例の配付を継続し、普段の生活において児童生徒が運動に親しむ習慣づくりに取り組み、基礎体力の底上げを図ります。



指標

全国学力・学習状況調査における平均正答率

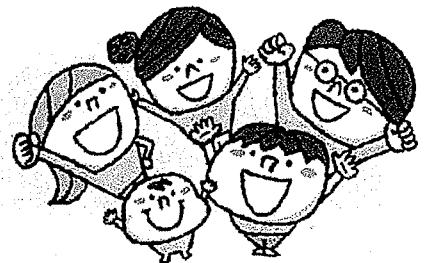
全国平均以上

新体力テストの合計点

小学生 53pt以上

中学生 44pt以上

## ② 個の尊厳や人権が尊重され、ひとりひとりが自分らしく生きることができる教育の推進



こども大綱では

- いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化する。(P29)

- 不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮する(略)全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図り、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)を全都道府県・政令指定都市に設置する(P29・30)

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化する。(P30)

▼現状

### 〈多様な学び〉

- 学校等の教育現場を基盤として関係機関と連携し、児童生徒の思いに寄り添って福祉的援助活動を行うスクールソーシャルワーカーの増員を進めています。
- 市内3か所に教育支援室(ほっとすてっぷ)を設置し、通級ができない場合はオンラインによる教育相談や学習支援を実施しています。
- 誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策・支援の一つとして、柔軟な教育カリキュラムの編成などが可能な『学びの多様化学校』の設置に向けた検討を進め、また、不登校の児童生徒がフリースクール等を利用する場合の経済的な負担軽減を目的とした補助制度を実施しています。

### 〈日本語支援を必要とする幼児児童生徒への支援〉

- 日本語指導を必要とし、言語の障壁による心のケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校・園に、母語を理解できる多文化共生支援員を派遣し、ひらがな・カタカナの読み書きや簡単な日常会話ができるよう支援しています。

### 〈いじめ防止〉

- 小・中・高等学校において専門的知識を有する支援員による出前授業を実施し、ネットいじめの防止に向け、SNSをはじめとする情報モラルの向上を図っています。
- 中・高等学校において、いじめ防止に向けて匿名報告アプリを導入するほか、小・中・高等学校を対象に学期に1度のいじめに関する市内統一アンケートを実施し、いじめの早期発見に向けて取り組んでいます。

▼課題

- 不登校児童生徒数は年々増加しており、不登校の出現率が全国を上回る状況にあるため、引き続き多様な教育的ニーズに対応できる環境づくりが必要です。
- 児童生徒のスマートフォン所持率の増加とともに、スマートフォンを介したトラブルやネットいじめが増加傾向にあることから、児童生徒自身がスマートフォンやタブレットの取扱いに関して主体的にルールを考え、事案を未然に防ぐことが必要です。
- 学校園での生活を円滑に送るために、現在の取組に加え、早期の日本語習得に向けた取組が必要です。

## 〈多様な学び〉

学校内の多様性を尊重する風土の醸成をめざすとともに、大学生や社会人のボランティアを学校に派遣し、校内サポートルーム・エリアの設置・充実を図ります。

## 今後の取組

(R7年度～R11年度)



困難な状況にある児童生徒の支援を行うため、スクールソーシャルワーカーの拡充を進めます。

経済的負担の大きいフリースクール等の利用者に対して負担の軽減を図ることを目的とした補助を実施します。

「尼崎市における学びの多様化学校設置基本方針」に基づき、令和8年(2026年)4月の開校に向け、学校施設の整備や教育課程の編成、教員への研修、教職員の配置など準備を進めます。個々のニーズに応じた受け皿としての役割に加え、「学びの多様化」を推進していくための「フラッグシップ」の役割を担います。

## 〈日本語支援を必要とする児童生徒への支援〉

心理面のサポートだけではなく、言語面のサポートを拡充するためAI通訳機器等の積極的な活用を進め学習をサポートします。



様々な国からの来日者の増加が想定されることから、外国人の児童生徒の心の安定や生活適応、学習支援を円滑に行うため、母語を話すことのできる支援員等を活用し、学校園生活への早期適応に引き続き努めます。

児童生徒の長所を活かし、可能性を十分に発揮できるよう、進路実現など、将来を見据えた体系的・継続的な指導や支援を行います。

## 〈いじめ防止〉

「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という基本理念のもと、学校生活のあらゆる場面において、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを推進し、道徳科や特別活動、体験学習などを通じていじめの未然防止等の取組を継続します。



児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させます。

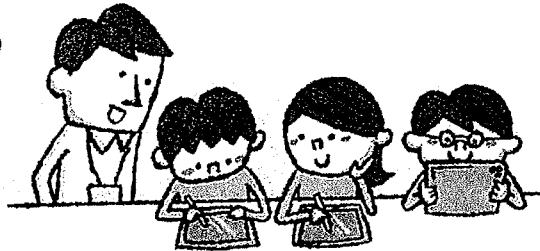


児童生徒自身が、傍観者ではなく仲裁者として問題を解決していく主体的な集団づくりに努め、いじめを許さない学級・学校づくりの取組を進めます。



スクールロイヤーを設置し、第三者的立場または学校や教育委員会の立場として、子どもの最善の利益のため、法的根拠をもって、学校への指導助言や直接保護者等とやり取りをし、早期の問題解決につなげていきます。

### ③ こども・若者の活動を支援



#### こども大綱では?

こどもや若者が主体となって活動しているこども会議、若者会議、ユースカウンシルなどは、こどもや若者の社会参画の機会の一つであり、これらの活動がより充実するよう、連携を強化とともに、好事例の展開等を進めます。(P37)

#### ▼現状

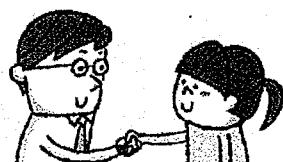
- ユースワークの視点に立ったこども・若者の居場所として、ユース交流センターを設置・運営しています。ユース交流センターには、青少年への支援を行う「ユースワーカー」が在籍しており、若者の“やりたい”を支援したり、こども・若者の様々な相談に乗ったりしています。  
※ユースワークは、若者をこどもから大人への移行期にいるすべての人と捉え、若者が権利主体として自己選択と決定が保障される自由な活動の場を若者とともに形成し、若者及び若者と関わる大人やコミュニティ、社会システムに働きかける実践である。(「ユースワーカー養成研究会版 2021」より。)
- ユース交流センターの取組が全市展開されるよう、各地域課と連携をしながらサテライト事業を実施しています。
- ユース交流センターにおいて、若者が直面する課題解決のために、市に対して提案を行うなど、若者が主体となってまちづくりを行っていくユースカウンシル事業を実施しています。
- ユース世代の活動やこども・若者の支援に取り組む団体の活動などを支援する補助制度である「子ども・若者応援基金活用事業補助金」を創設しました。また、補助事業の審査を行う付属機関に、若者委員3名を加え、その意見を聴いて補助事業の選定をしています。

#### ▼課題

- ユース交流センターは市域の北東部に位置しており、また公共交通機関の利便性もそれほど良くなないことから、利用者は近隣の青少年が中心となっています。
- ユースカウンシル事業においては、若者が主体となった活動が行われていますが、参加メンバー以外の若者の声を聞く仕組みが十分ではありません。
- 補助事業では、ユース世代からの申請数が限定的で、ユース世代やこども・若者支援団体に事業周知を図る必要があります。

### 子ども・若者応援補助金

尼崎市では、子ども・若者応援基金を活用した補助事業を募集しています。  
若者や若者を応援したい皆さんの“やってみたい!”を全力で応援しています。

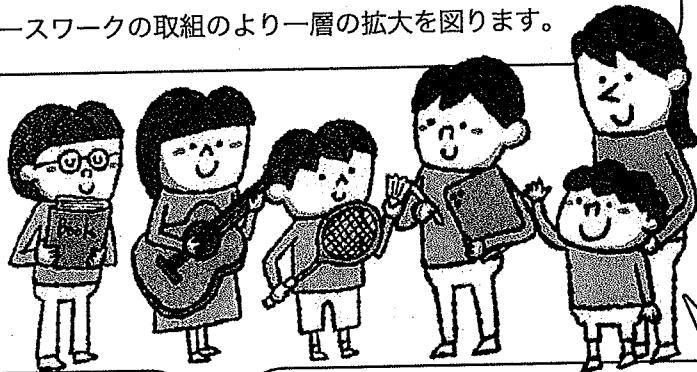


<b>ユース活動支援コース</b>	若者個人や若者グループが企画し、若者自身が「やってみたい」、「気になってる」、「困っている」ことで、取り組んでみたい活動を補助対象としています。
<b>子ども・若者育成支援コース</b>	こども・若者の育成支援に取り組む団体やグループの活動を補助対象としています。(ユースワークの推進や子ども・若者の健全育成に資する活動など)
<b>パイロット事業コース</b>	こども・若者の今日的な課題に関して、その解決に向けた先駆的・試行的な活動を補助対象としています。なお、同一事業への補助期間は、原則として3年が限度です。

## 今後の取組

(R7年度～R11年度)

ユース交流センターにおいては、生涯学習プラザ等と連携したサテライト事業を実施するほか、民営のユースセンターなど地域の居場所との連携を深めることで、全市的なユースワークの取組のより一層の拡大を図ります。



補助事業においてはさらにこども・若者が補助金を活用しやすいよう制度改善を図ります。

こども・若者に対するユースワークの取組が市内で広がるよう、実践的な講座を実施していきます。

ユース交流センターの取組が全市で展開されるよう、各地域課と連携しながら、各地域におけるユースワーカーの養成を図ります。

ユースカウンシル事業では、市内の小中高等学校との連携を視野に、事業の充実を図りつつ、オンラインでより気軽に意見表明ができるコドモワカモノボイスアクションを活用し、より幅広いこども・若者と意見交換ができるようにするなど、全市的にこども・若者のまちづくりへの参画を促していきます。

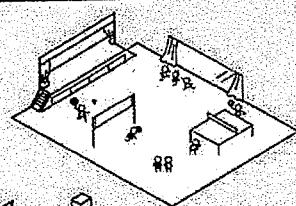


## やりたいをやろう。 尼崎市立ユース交流センター

尼崎市立ユース交流センターは中高生の新しい挑戦を待っています。みんなでわいわいゲームをしたり、大画面で映画をみたり、バンドやダンスの練習をしたり、しづかに学習することも、すきな本を借りることもできます。家でも学校でも塾でもない、新しい自分だけの自由な過ごし方をしてみませんか？

### あまぼーと（活動の拠点）

2F/ホール ※  
ステージや一面鏡あり！  
ダンスやバレエの練習にも  
おすすめ！



### 1F/オープンラウンジ

いつでも自由に利用できる！  
いつもフロアには  
スタッフがいるので  
安心して過ごせる！

### 1F/音楽スタジオ

完全防音！バンドセット常備！  
歌の練習、吹奏楽の練習にも  
使える！



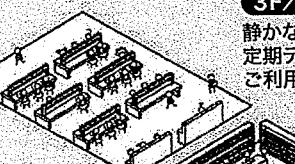
尼崎市若王寺2丁目18番4号 あまがさき・ひと咲きプラザ内

【開館日】火～土曜・午前9時～午後9時／日曜・祝日・振替休日：午前9時～午後5時

【休館日】月曜(祝日の場合は開館)・年末年始

### アマプラリ（学びの拠点）

3F/青少年学習室  
静かな空間で集中して勉強できる！  
定期テストや受験勉強にぜひ！  
ご利用の際は2階受付まで！



### 2F/図書コーナー

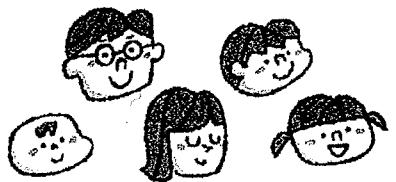
尼崎市中央図書館と  
共通の図書貸出券で  
利用可能！  
気になる本があれば  
貸し出し予約もできる！



### 1F・3F/会議室

1F 活動支援室1・多目的室  
3F 活動支援室2

※の場所については、  
青少年は無料で利用できます。  
グループ登録が必要です。



## IV 子ども・子育て支援

### 1. 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、「市町村内において、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業※を提供する上で基礎となる区域」のことです。

※ここでいう「教育・保育事業」とは、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等のことを指します。

尼崎市では、子ども・子育て支援新制度が開始した平成27年度(2015年度)以降、保育ニーズが毎年300人前後の増加傾向で推移しており、第1期及び第2期子ども・子育て支援事業計画では、特に保育ニーズが高い市北部を中心に保育施設の新設や老朽化した施設の増改築のほか、小規模保育事業所の新設など、施設整備を軸とした待機児童対策を実施してきました。

また、本市の特徴として、市域が狭いことに加えて土地の形状も比較的平坦となっているため、自転車での移動が非常にしやすく、現在は市内の住居があるどの地点でも半径約1.2km圏内に概ね4か所以上の教育・保育施設が所在していることから、施設数も充実していると言えます。

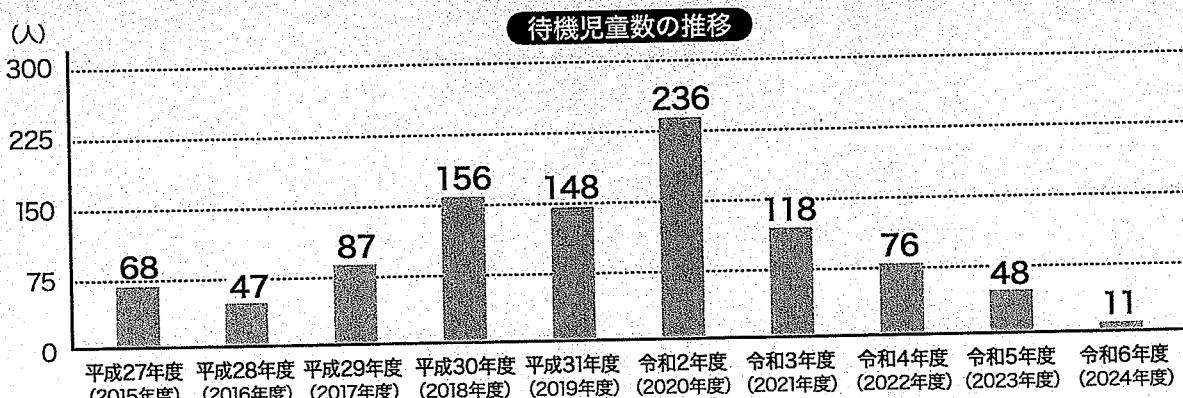
上記を踏まえ、今後は保育ニーズの頭打ちも見据えつつ、これまで通りの保育ニーズが高い地区での認可保育所や小規模保育事業所の新設を行うのではなく、既存施設に軸足を置いた待機児童対策を実施していくこととし、特に保育士の確保・定着化策に重点的に取り組んでいくことから、第3期子ども・子育て支援事業計画では教育・保育提供区域を「市全体」とし、市全体で保育の必要性がある児童の受入れが進むよう対応していきます。

### 尼崎市の待機児童数について

尼崎市では、子ども・子育て支援新制度が開始された平成27年度(2015年度)以降、保育ニーズの増加に伴って待機児童数も増加傾向となり、令和元年(2019年)10月には幼児教育・保育の無償化が開始され、その翌年の令和2年度(2020年度)には待機児童数が過去最高(236人)となりました。

その後は待機児童対策の取組の推進などによって減少傾向となり、直近(令和6年度(2024年度))では過去最も少ない11人となっています。

第3期子ども・子育て支援事業計画の計画期間中に早期の待機児童解消をめざし、更に取組を進めて参ります。



# 事業計画(第3期)

## 2. 推計児童数

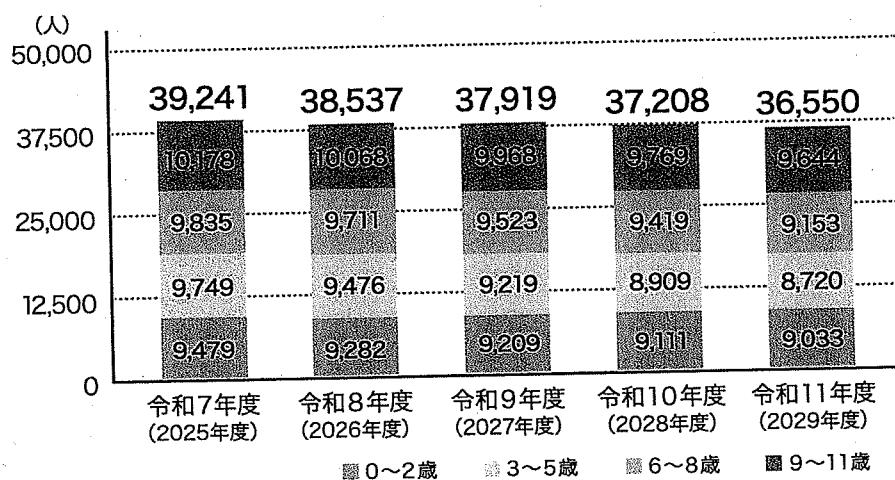
直近5か年(令和2年(2020年)4月～令和6年(2024年)4月)の住民基本台帳人口を基に、「コーホート変化率法」を用いて令和7年(2025年)4月～令和11年(2029年)4月の人口推計を算出しています。

### 就学前

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳児	3,171人	3,130人	3,100人	3,073人	3,050人
1歳児	3,117人	3,115人	3,074人	3,044人	3,017人
2歳児	3,191人	3,037人	3,035人	2,994人	2,966人
3歳児	3,276人	3,112人	2,961人	2,960人	2,919人
4歳児	3,173人	3,230人	3,067人	2,919人	2,918人
5歳児	3,300人	3,134人	3,191人	3,030人	2,883人
合計	19,228人	18,758人	18,428人	18,020人	17,753人

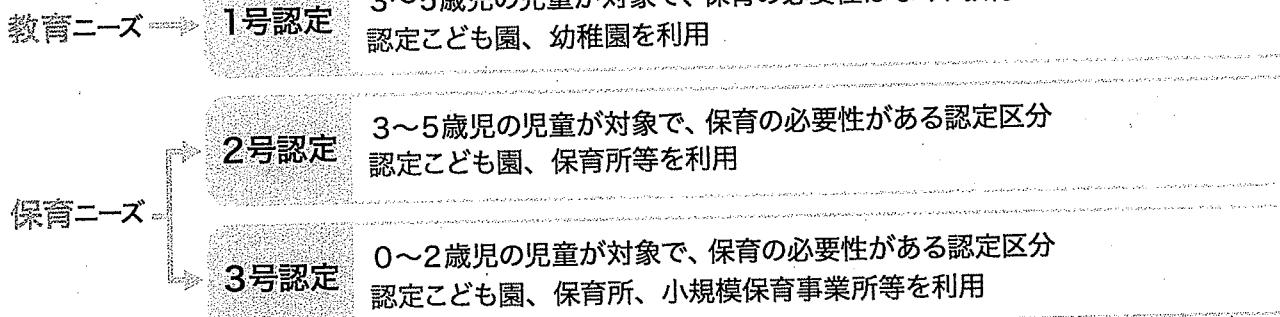
### 小学生

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
6歳児	3,242人	3,246人	3,082人	3,138人	2,980人
7歳児	3,254人	3,226人	3,230人	3,066人	3,122人
8歳児	3,339人	3,239人	3,211人	3,215人	3,051人
9歳児	3,405人	3,335人	3,234人	3,206人	3,210人
10歳児	3,334人	3,405人	3,335人	3,234人	3,206人
11歳児	3,439人	3,328人	3,399人	3,329人	3,228人
合計	20,013人	19,779人	19,491人	19,188人	18,797人



### 3. 教育・保育の量の見込みの算出及び確保方策

#### ●認定区分について



#### ●教育ニーズ（1号認定）

量の見込み	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
1号認定	3,628人	3,362人	3,090人	2,780人	2,548人
	3歳児	953人	828人	711人	639人
	4歳児	1,264人	1,217人	1,091人	979人
確保方策	5歳児	1,411人	1,317人	1,288人	1,162人
	認定こども園	7,521人	7,141人	6,686人	6,686人
	幼稚園	3,231人	4,351人	4,351人	4,351人
新制度に移行しない幼稚園	新制度に移行しない幼稚園	1,470人	1,090人	635人	635人
		2,820人	1,700人	1,700人	1,700人

確保方策の考え方

- 利用定員が教育ニーズを大きく上回っており、今後もニーズの減少が見込まれることから、新たな定員の確保は行わないものとします。
- 「尼崎市就学前教育ビジョン」に基づき、市立幼稚園（9園のうち3園）を廃止します。
- 私立幼稚園の認定こども園化については、施設からの相談対応など円滑な移行に向けて対応していきます。

#### 尼崎市就学前教育ビジョンについて

官民幼保の就学前教育施設における教育内容等の充実策や連携方法、更には、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、その方向性や取組等を示す「尼崎市就学前教育ビジョン」を令和6年(2024年)2月に策定しました。

当該ビジョンでは、3つの柱（「就学前教育の質の向上」「インクルーシブ教育の推進」「幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続」）の推進と、それらを推進するための「幼児教育アドバイザー」の配置、また、市立幼稚園の今後の運営体制として、「3年保育の実施」「一時預かり事業の時間延長」「支援が必要な幼児の受入人数の拡充」及び3園の廃止（6園体制に再配置）などについて考え方を示しています。

尼崎市HP

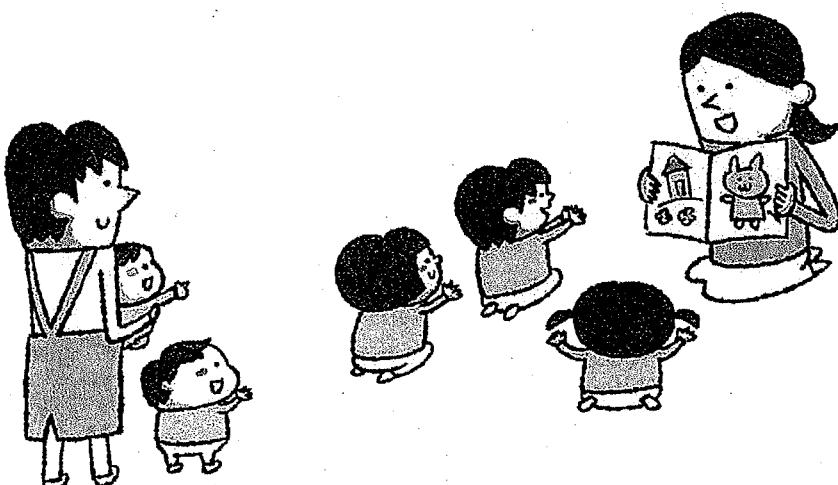


## ●保育ニーズ(2・3号認定)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	10,465人	10,621人	10,820人	10,969人	11,187人
3号認定	0歳児	693人	664人	638人	611人
	1歳児	2,117人	2,208人	2,272人	2,341人
2号認定	2歳児	2,054人	2,045人	2,126人	2,181人
	3歳児	2,034人	2,027人	2,009人	2,090人
確保方策	4歳児	1,807人	1,931人	1,923人	1,910人
	5歳児	1,760人	1,746人	1,852人	1,836人
認定こども園	10,465人	10,686人	10,888人	11,095人	11,335人
保育所	1,665人	1,815人	1,815人	1,815人	1,815人
小規模保育事業	7,452人	7,453人	7,565人	7,662人	7,772人
幼稚園の預かり保育	719人	719人	719人	719人	719人
企業主導型保育事業	451人	521人	611人	721人	851人
	178人	178人	178人	178人	178人

### 確保方策の考え方

- 少子化に伴う就学前児童数の減少により、将来的な保育ニーズの頭打ちも想定されるところから、第3期子ども・子育て支援事業計画において新たな施設整備は行わないものとします。
- 新たな施設整備を行わないことから、既存の幼児教育・保育施設の活用に軸足を置いて、更なる保育士の確保・定着化策を講じることで、保育の必要性がある児童の受け入れの増加につなげていきます。
- 教育ニーズの減少も鑑みて、幼稚園の預かり保育等による2号認定の保育ニーズへの対応を推進していきます。
- 既存施設における分園の設置や認定こども園化などについて、保育ニーズと供給量のバランスも勘案しながら応じていきます。



## 4. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に向けて

### 幼児教育・保育等の質の確保・向上に係る主な取組

■ 内の幼児教育・保育施設等と小学校において、接続期の重要性の理解を深め、幼児期と児童期の円滑な接続を推進するため、「幼保小連携推進事業」を実施しています。



【具体的には…】

- 幼保小接続カリキュラム実践校園所の設置  
(令和6年度(2024年度)は10か所)  
5歳児のカリキュラム(アプローチ時期)と小学校1年生のカリキュラム(スタート時期)を一体的に捉えた幼保小接続カリキュラムの実践校園所を設置し、カリキュラムの実践及び検証等を行います。
- 交流連携  
幼児児童間交流、教師間連携、施設の相互利用の交流連携を実施します。
- 支援が必要な幼児の引継  
市内の全幼児教育・保育施設が同じ内容・時期の引継ぎを行います。
- 幼保小連携推進委員会の設置(年3回程度)  
官民幼保小の代表者で構成する委員会を設置し、市内の校園所が接続期の重要性の理解を深め、幼児期と児童期の円滑な接続を推進するための取組等を広く検討します。  
※令和7年度(2025年度)より、新たに設置する「(仮称)就学前教育会議」の部会に位置づける予定です。
- 接続期の重要性を深めるための取組  
全体研修会(年1回)、地区別情報交換会(年1回)、アプローチ時期の公開保育(官民幼保の代表9園所)などを実施します。

■ 施設等が共通する保育実践上の課題の解消を図るため、保育内容の研究や専門研修等を行い、保育の質の向上に努めています。



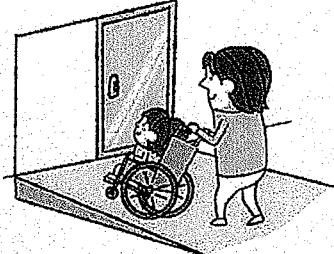
【具体的には…】

- 専門研修(年15回程度)  
今日的な保育の知見を学ぶため、専門研修を実施しており、認可保育施設だけでなく認可外保育施設にも案内を行い、尼崎市全体での保育の質の向上をめざしています。
- 保育内容研究会(公開保育:年2回・年度末報告会:年1回)  
人権保育を基盤とした保育内容を推進し、人材育成と人権保育の継承に取り組みながら保育士等の資質の向上を図ります。(研究テーマを基に年間を通じて全市立保育所で取り組んでいます。)
- オールあまっこ連絡会  
公私立保育施設が保育の質を高めていくことをめざした施設長研修・実技研修の企画・実施、また、年長児交流事業を通して人材交流を行うことにより、尼崎市内の保育施設の保育の質の向上を図ります。

■ 施設等の保育士を対象にリーダー的職員の育成に関する「保育士等キャリアアップ研修」の実施に加え、市内の保育施設等への就労を支援するため、潜在保育士も対象とした研修を開催することで、保育の質の維持・向上につなげています。

**学**学前の教育内容がどのように「育みたい資質・能力」を育み、それが「幼児期の終わりまでに育つて欲しい姿」につながっているのか、また、小学校就学後以降の「後伸びする力」「生きる力」(非認知能力等)につながっているのかについて、子ども青少年部内に設置している「学びと育ち研究所」との連携による検証等を行います。

**年**年の特別な支援が必要な幼児の増加や支援内容の多様化に対応するため、市立幼稚園においては、特別な支援が必要な幼児の受け入れの拡充、入園基準や職員配置基準について整理を行った上で、就園検討会議の意見を踏まえ、入園や職員配置の判断を行います。また、公立保育所においても同様に障害児判定指導員が参加する調整会議での意見を踏まえ、加配する職員の配置の判断を行います。加えて、私立の幼稚園や保育所等においても特別な支援が必要な幼児の受け入れ環境を整備するための施策を推進します。



**児**児教育アドバイザー」を配置し、市内の幼児教育・保育施設へ派遣することにより、「尼崎市就学前教育ビジョン」の3つの柱に掲げる取組に関する助言・情報提供や園内研修、事例研究会等の支援を行います。

**令**法令等に基づき、指導監査(実地指導や集団指導など)を実施することで、特定教育・保育施設等の適切な運営の継続・維持につなげています。

## 外国につながる幼児への支援・配慮に係る主な取組

**尼**崎市外国人総合相談センター(市役所本庁舎に設置)では、英語・中国語・ベトナム語等に対応できる相談員が在籍し、市役所内での手続き等へのアドバイスや、必要に応じて同行するなどの支援を実施しています。

**ホ**ームページでは、文字の表記を英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語に変換表示ができ、情報へのアクセスをしやすくしています。

**立**保育所では翻訳機能がある端末を使用するなど、日本語の対応が難しい外国の幼児の受け入れや、その保護者とのコミュニケーションを取れるようにし、外国人の方でも円滑に施設を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。

**立**幼稚園では、必要に応じて尼崎市教育委員会にスクールソポーター(学校園の教育活動及び学校園の環境整備等を支援するボランティア)として登録された「多文化共生支援員」の派遣を依頼し、外国人の幼児や保護者とスムーズにコミュニケーションを取れるようにしています。  
(対象言語: 英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ポルトガル語・フィリピン語・スペイン語等)

**民間**間の教育・保育施設に対し、外国の幼児やその保護者とのやり取りに係る通訳や翻訳をする方の配置を支援し、外国人の方でも円滑に施設を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。

## 5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出及び確保方策

### ① 放課後児童健全育成事業（児童ホーム）

保護者が就労等により居間家庭にいない小学校に就学する児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

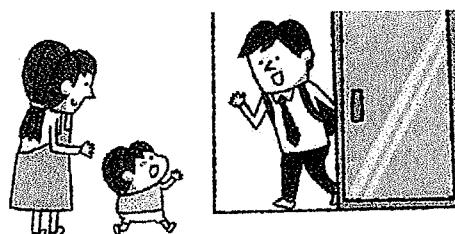
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	3,763人	3,731人	3,772人	3,753人	3,705人
1年生	1,476人	1,406人	1,480人	1,433人	1,395人
2年生	1,115人	1,121人	1,069人	1,125人	1,089人
3年生	700人	744人	747人	713人	751人
4年生	321人	311人	331人	332人	316人
5年生	107人	105人	101人	107人	108人
6年生	44人	44人	44人	43人	46人
確保方策	3,595人	3,775人	3,775人	3,775人	3,775人

#### 確保方策の考え方

- 公立児童ホームは、待機児童数の推計（令和7年度（2025年度）以降の3か年平均）が20人以上となる地域に増設します。
- 民間児童ホームは、設置促進補助金を活用し、待機児童が多い地域へ増設します。

### ② 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けたこどもに対し、認定こども園や保育所等において通常の利用日や利用時間以外に保育を実施する事業です。



	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	1,911人	1,938人	1,965人	1,993人	2,021人
確保方策	1,911人	1,938人	1,965人	1,993人	2,021人

#### 確保方策の考え方

- 保護者の就労形態の多様化に伴い、保育ニーズも増加していることから、様々な保育施設において、安定して延長保育を実施し、利用者が安心して保育サービスを利用できるよう、引き続き取り組んでいきます。

### ◎ 利用者支援事業（子育て家庭への相談支援）

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

基本型	尼崎市役所などの身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用にあたっての助言・支援を行います。
地域子育て相談機関	相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としたものであり、こども家庭センター(※)を補完するなどします。 (※)児童福祉法第10条の2に規定するこども家庭センター
特定型	主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。
こども家庭センター型	旧母子健康包括支援センター（母子保健）と旧子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援や児童虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
基本型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
地域子育て相談機関	17か所	17か所	17か所	17か所	17か所
特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
こども家庭センター型	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

#### 確保方策の考え方

- 基本型は、「こども何でも相談（尼崎市役所）」、「いくしあサロン」の2か所で対応していきます。
- 地域子育て相談機関は、公立保育所（15か所）、「こども何でも相談（尼崎市役所）」、「いくしあサロン」の17か所で対応していきます。
- 特定型は、尼崎市役所内（1か所）で対応していきます。
- こども家庭センター型は、いくしあと南部及び北部保健福祉センターの3か所で対応していきます。

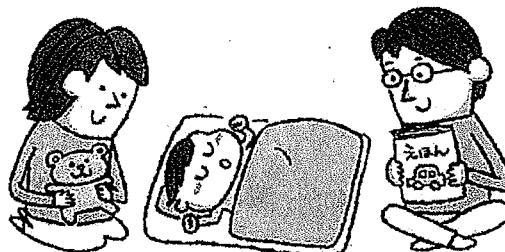
## ④ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設や里親の居宅などで必要な養育等を行う事業です。

令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	432人日	504人日	576人日	648人日
確保方策	432人日	504人日	576人日	648人日

確保方策の考え方

- 児童養護施設や乳児院など16施設に加え、里親の居宅でも受け入れを行っており、引き続き量の見込みに対応していきます。



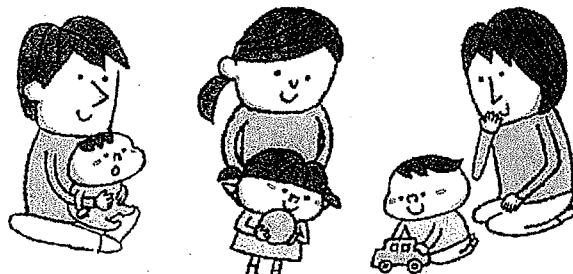
## ⑤ 地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場・子育て支援ゾーンPAL)

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の援助などを行う事業です。

令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	73,275人日	71,752人日	71,188人日	70,430人日
確保方策	11か所	11か所	11か所	11か所

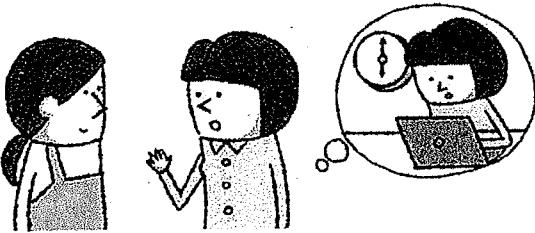
確保方策の考え方

- 現在11か所で事業を実施しており、同じ体制で引き続き量の見込みに対応していきます。



## ⑥-1 一時預かり事業【幼稚園型】 (幼稚園の預かり保育)

幼稚園において、在籍する園児を通常の利用日や利用時間以外に預かり保育をする事業です。



	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み (1号認定による利用)	115,269人日	124,832人日	135,310人日	145,686人日	158,874人日
確保方策	115,269人日	124,832人日	135,310人日	145,686人日	158,874人日
公立施設	9か所	9か所	6か所	6か所	6か所
私立施設	17か所	18か所	19か所	20か所	21か所

### 確保方策の考え方

- 幼稚園及び認定こども園での実施箇所数を確保し、預かり保育を希望する保護者の子育てニーズに対応していきます。
- 令和8年度(2026年度)より、存続する市立幼稚園(6園)の一時預かりの実施時間を公立保育所の開所時間と合わせ、拡充します。

## ⑥-2 一時預かり事業【幼稚園型を除く】 (保育施設等の一時預かり事業)

保護者が就労や病気等により一時的に保育ができない場合や、保護者の負担軽減やリフレッシュを図れるよう一時的な預かりを行う事業です。



	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	15,911人日	16,862人日	17,896人日	18,998人日	20,178人日
確保方策	15,911人日	16,862人日	17,896人日	18,998人日	20,178人日
保育施設等	14,241人日	15,223人日	16,272人日	17,394人日	18,593人日
つどいの広場等	1,234人日	1,208人日	1,199人日	1,186人日	1,176人日
ファミリーサポートセンター	436人日	431人日	425人日	418人日	409人日

### 確保方策の考え方

- 保育施設等においては、引き続き市報・子育て情報誌及びHP等で情報発信を行い、利用者への周知を図っていきます。
- つどいの広場等及びファミリーサポートセンターにおいては、同じ体制で引き続き量の見込みに対応していきます。

## ⑦ 病児・病後児保育事業

保護者の就労等により、病気やその回復途中に幼稚園や保育所等での集団保育が困難となった子どもを一時的に医療機関に併設された保育室などで保育や看護を行う事業です。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	4,288人日	4,194人日	4,112人日	4,041人日	3,984人日
確保方策	1,995人日	2,948人日	3,567人日	4,041人日	3,984人日

### 確保方策の考え方

- 新たに訪問型の病児保育の実施に向けて対応していきます。
- 現在の医療機関併設型の病児保育施設に加え、令和10年度(2028年度)までに医療機関併設型の新規開設(3か所)を目標として見込み、6か所の受入枠の確保をめざしていきます。



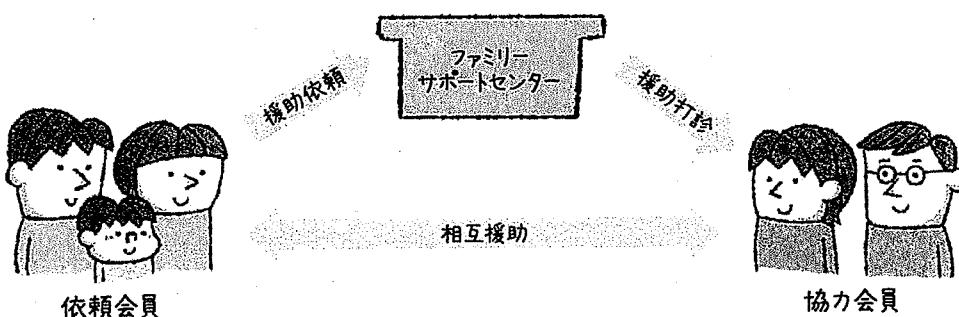
## ⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育てを援助したい人（協力会員）がそれぞれ会員となって、地域でお互いに子育ての支え合いが行われるようコーディネートする事業です。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	1,698人日	1,678人日	1,654人日	1,628人日	1,595人日
確保方策	1,698人日	1,678人日	1,654人日	1,628人日	1,595人日

### 確保方策の考え方

- 引き続き協力会員を確保するとともに、HP等で情報発信を行うことにより、制度の周知を図ります。



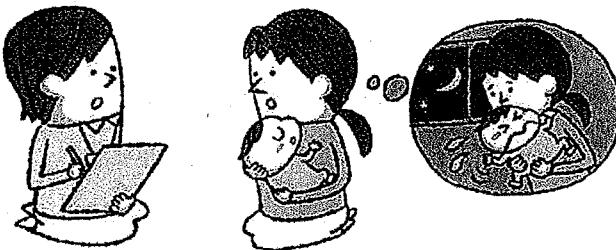
## ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後2か月頃の乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての相談を受けたり、子育てに役立つ情報提供をすることで、子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てを支援する事業です。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	3,171人	3,130人	3,100人	3,073人	3,050人
確保方策					
実施体制	13人				
実施機関	健康増進課、北部地域保健課、南部地域保健課				

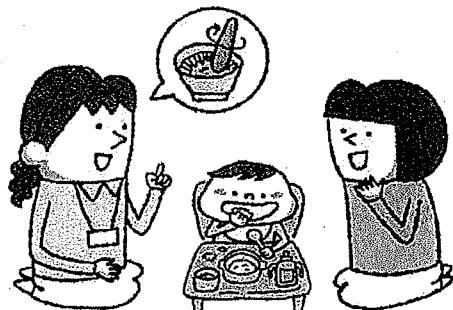
### 確保方策の考え方

- 「出産・子育て応援給付金事業」の給付金申請書を全戸訪問時に渡すなど、訪問実施率の向上に向けて取組を行っていきます。



## ⑩ 養育支援訪問事業 (育児支援専門員の派遣)

妊娠・出産・子育て期(概ね児が1歳に達するまで)の家庭で、養育支援を必要とする妊婦及び養育者に対し専門員を一定期間継続的に派遣し、養育者の心身の負担の軽減や養育力の向上が図れるよう相談や指導、助言などの支援を行う事業です。



	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	706人	634人	603人	590人	585人
確保方策					
実施体制	20人				
実施機関	健康増進課、北部地域保健課、南部地域保健課				

### 確保方策の考え方

- 専門員の知識・技術向上のため、研修や連絡会を開催し、より円滑な事業の遂行を行っていきます。

## ⑩ 妊婦健康診査事業（妊娠健診）

妊娠の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。



	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み					
実人数	5,094人	5,028人	4,980人	4,937人	4,900人
健診回数	40,629回	40,104回	39,719回	39,373回	39,079回
確保方策					
実施場所	委託医療機関（委託医療機関以外及び助産所受診の場合は償還払い）				
検査項目	前期健診：診察・検尿・超音波・血液検査 等 後期健診：診察・検尿・超音波・血液検査 等 基本健診：診察・検尿 等				
実施時期	通年実施				

▲  
確保方策の  
考え方

- 子育て世帯の経済的負担軽減のため、妊娠中の体調管理に必要な健診項目を検討していきます。

## ⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

家計の状況から低所得で生計が困難と考えられる世帯の認定保護者が、教育・保育等の提供に必要な日用品、文房具等の購入費や園行事への参加費用等として施設に支払う額に対し、上限の範囲内で助成する事業です。



また、新制度に移行しない私立幼稚園の低所得世帯等に属する児童に係る給食費（副食材料費）も助成の対象としています。

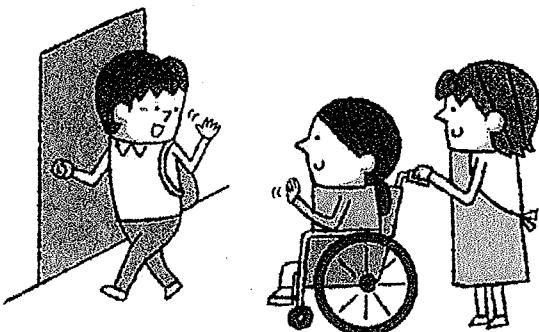


## ⑫ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (認定こども園特別支援教育・保育経費)

健康面や発達面において特別な支援が必要な児童を受け入れる私立認定こども園の設置者に対し、職員の加配に必要な経費の一部を助成する事業です。

## ⑩ 子育て世帯訪問支援事業 (ヤングケアラー等訪問支援・産前産後ヘルパー派遣)

ヤングケアラー等訪問支援は、概ね18歳未満のこども・若者を含む世帯のうち、ヤングケアラーや要保護・要支援児童がいる世帯等、支援が必要な家庭に対して、ホームヘルパー等の訪問支援者を派遣し、世帯の家事・育児支援等の専門的な支援を提供し、こども・若者及びその世帯の負担軽減を図り、こども・若者の自立を支援する事業です。



また、産前産後ヘルパー派遣は、育児への不安や負担が生じやすい妊娠中や産後1年未満の子育て家庭に対し、ホームヘルパーを派遣することで、妊婦及び養育者の心身の負担軽減や養育環境の改善を図るとともに、子の健やかな成長発達を支援する事業です。

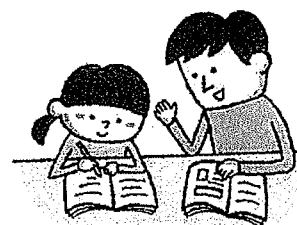
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	3,093人日	3,274人日	3,448人日	3,622人日	3,787人日
確保方策	3,093人日	3,274人日	3,448人日	3,622人日	3,787人日

### 確保方策の考え方

- 引き続き委託事業者を増やす取組を行い、量の見込みに対応していきます。また、児童福祉法の改正を踏まえ、制度の普及啓発に努め、利用者数の増加に向けた取組を進めていきます。

## ⑪ 児童育成支援拠点事業（居場所支援事業）

要保護・要支援児童等のうち家庭や学校に居場所がない主に学齢期以降のこどもに居場所を提供し、生活習慣や対人関係能力の形成、学習のサポート、食事の提供や家庭訪問による生活状況の把握を通じて、関係機関と連携しながらこどもとその家庭を支援していく事業です。



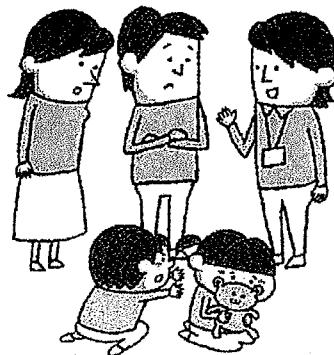
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	40人	39人	38人	38人	37人
確保方策	40人	40人	40人	40人	40人

### 確保方策の考え方

- 最大40人の児童を受け入れるため事業者（市内南北2か所）に委託して実施しており、引き続き実施することで量の見込みに対応していきます。

## ⑥ 親子関係形成支援事業 (MYTREEペアレンツプログラム)

子育てに悩んだり、育てにくさを感じたりしている就学前の子どもの保護者を対象に、子どもの行動観察の方法や問題行動への効果的な対処の方法について参加者やスタッフと情報交換をしながら学び、子どもへの理解を深めることを支援する事業です。



	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	10人	10人	10人	9人	9人
確保方策	10人	10人	10人	10人	10人

### 確保方策の考え方

- 最大10人が利用できるよう事業者に委託して実施しており、引き続き実施することでの量の見込みに対応していきます。

## ⑦ 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）

出産・育児等の見通しを立てるための面談等(①妊娠届出時、②妊娠8ヶ月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間)やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援です。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み					
妊娠届出数	3,537組	3,503組	3,472組	3,446組	3,412組
面談回数／組	3回	3回	3回	3回	3回
面談実施合計回数	10,611回	10,509回	10,416回	10,338回	10,236回
確保方策					
こども家庭センター	10,611回	10,509回	10,416回	10,338回	10,236回

### 確保方策の考え方

- こども家庭センター機能を有する南北保健福祉センターの保健師等が、妊娠から子育て期にわたり妊産婦等の相談に応じ、必要な支援につなげていきます。



## ⑧ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる給付制度です。

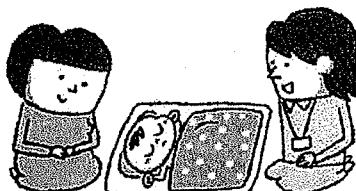
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
<b>量の見込み</b>		191人	184人	175人	168人
0歳児		58人	57人	57人	57人
1歳児		69人	64人	59人	54人
2歳児		64人	63人	59人	57人
<b>確保方策</b>		191人	184人	175人	168人
0歳児		58人	57人	57人	57人
1歳児		69人	64人	59人	54人
2歳児		64人	63人	59人	57人

### 確保方策の考え方

- 令和8年度（2026年度）からの本格実施に向けて必要な受け皿を確保するとともに、制度開始後も本事業のニーズに対応していくことで、子育てに不安を抱える保護者やその子どもの支援につなげていきます。

## ⑨ 産後ケア事業

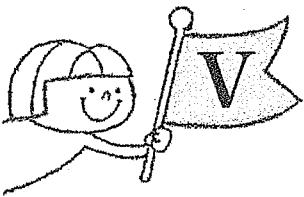
退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。



	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
<b>量の見込み</b>	1,244人日	1,225人日	1,216人日	1,206人日	1,197人日
宿泊型	544人日	536人日	532人日	527人日	523人日
通所型	156人日	153人日	152人日	152人日	151人日
訪問型	544人日	536人日	532人日	527人日	523人日
<b>確保方策</b>	1,244人日	1,225人日	1,216人日	1,206人日	1,197人日

### 確保方策の考え方

- 市内外の複数の事業者に委託しており、引き続き委託事業者を増やす取組を行い、量の見込みに対応していきます。



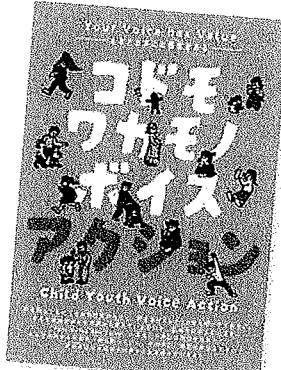
# こども・若者施策を推進するために

## 1. こども・若者の社会参画・意見反映

### 「コドモワカモノボイスアクション」の着実な実施

こども・若者が気軽に意見表明できるオンラインプラットフォームをはじめ、対面でのワークショップやアンケートなど、テーマに応じた多様な手法を組み合わせながら、本市が実施するこども・若者に関する施策に対し、こども・若者の意見を聴きながら取り組みます。また、その際、こども・若者が意見表明しやすいように支援するほか、こども・若者の意見をどのように施策に反映させたかわかりやすくフィードバックを行います。

こうした取組について広く発信し、こども・若者の意見を聞くことの大切さについての理解を広げていきます。



※令和6年度(2024年度)に開催されたコドモワカモノボイスアクションのワークショップやユースカウンシル事業で、こども・若者から実際に出た意見です。  
※本計画は、こうしたこども・若者からの意見を踏まえ、策定しています。

#### ● 参加できる人

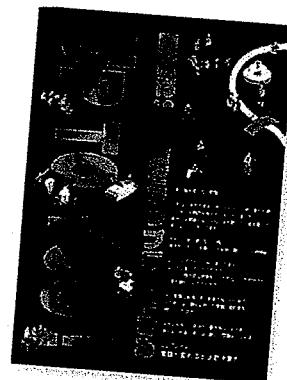
尼崎市内在住、在学、在勤で29歳までの方、  
またはその保護者や支援者(保育園や学校の  
先生、地域の方など)

尼崎市をより良いまちにするために、  
みんなの声を待っています



### 若者が主体となった活動・意見表明の取組

本市では、社会課題の解決に自ら声を上げて、若者が主体となって活動するユースカウンシル(若者会議)の取組を実施しています。これらの活動を行う若者の団体「Up to you!」が年に一回、市長、教育長や市職員に対し直接プレゼンテーションし、ディスカッションをする政策提言の場を設けています。今後は、より幅広く意見を集めしていくために、コドモワカモノボイスアクションを活用した取組を行っていきます。



# 必要な事項

## 2. こども・若者施策におけるEBPMの取組

外部の研究者を迎えた「学びと育ち研究所」を活用し、こども一人ひとりの状況に応じ、学力、豊かな人間性、生活習慣など、実社会を主体的に生きていくために必要な力を伸ばしていくことを目的に、多様な実践、中長期的な効果測定を通じた科学的根拠（エビデンス）に基づく先進研究を行っています。

本市が持つ教育・保健・福祉といった幅広い分野のデータを分析することによって、今後もより効果的なこども・教育施策の実現に向けて、研究結果を活かしていきます。



◀ 学びと育ち研究所の  
研究報告はこちらから

## 3. こどもデータ連携実証事業の実施

令和4・5年度(2022・2023年度)に国のかどものデータ連携実証事業に参加し、個々のかどもや家庭の状況、利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データについて、分野を超えて連携させる取組を行いました。これにより、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握することが可能となりました。

### これまでの取組と今後の方向性

#### 虐待等の早期発見・早期支援に向けた取組（令和4年度(2022年度)実証事業の内容）

福祉系システムと教育系システムを連携した上で、これまでの知見を活かして虐待リスクが高い傾向があると見込まれるこどもを多面的に分析できる新統合システムを開発しました。

今後は、システムの判定結果の精度等の検証を進めるとともに、児童ケースワーカーやスクールソーシャルワーカー等によるプッシュ型支援（見守り支援の強化、支援方針の見直し等）を行うことで虐待等の早期発見・早期支援につなげていきます。

#### 発達障害の早期発見・早期支援に向けた取組（令和5年度(2023年度)実証事業の内容）

就学時健診の結果から支援を必要とする可能性のある児童の情報を在籍園（保育施設や幼稚園）から収集することにより、要支援児童の早期発見とともに、小学校入学前から入学以降の一貫した具体的な配慮や相談支援を展開し、対象児の転校や中学校、高等学校等への円滑な支援の引継ぎも可能とすることで、切れ目のない支援を実現しています。

保健・福祉との連携による個別支援や支援者支援に活用し、発達障害の早期発見・早期支援に向けた教育・保健・福祉が連携した支援を可能とする体制構築を行うことで、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組をさらに推進します。

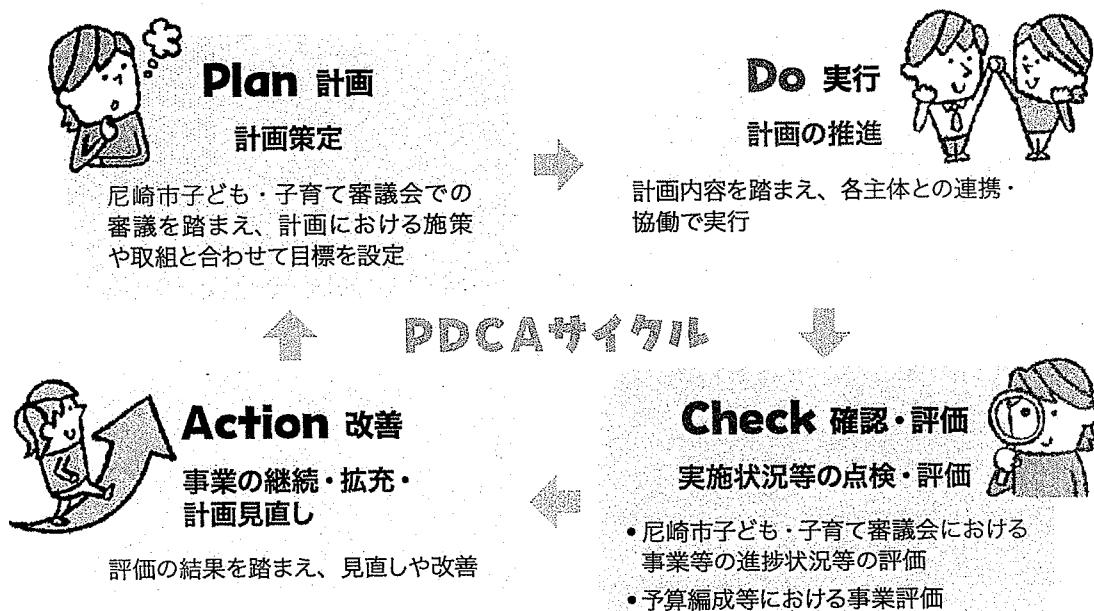
## VI. 計画の推進に向けて

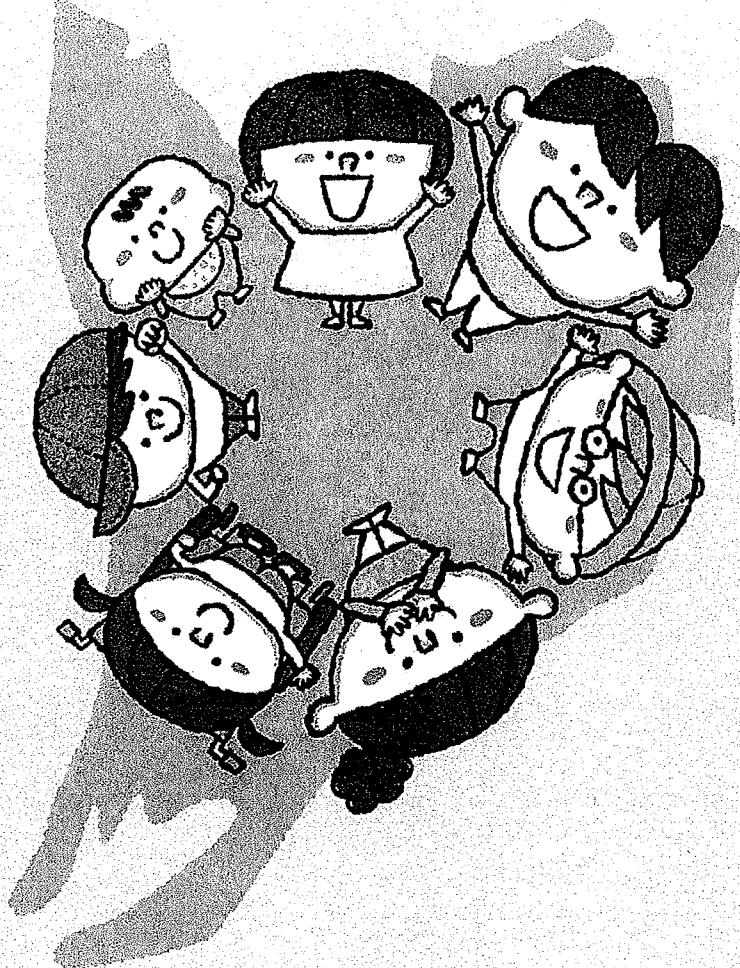
本計画は、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができるよう、本市のこども政策にかかる取組やその方向性についてまとめました。

本計画の推進にあたっては、関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業者・行政などそれぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わる様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

本計画の進捗管理については、本市の最上位計画である尼崎市総合計画（以下「総合計画」という。）との整合を図る観点から、本計画の施策の方向性は、総合計画における施策の展開方向に対応した体系となっています。総合計画の施策評価システムを活用し、評価(Check)、改善(Action)に力点を置いた、循環型マネジメントサイクル(PDCAサイクル)を推進します。

その結果を、尼崎市子ども・子育て審議会に報告し、専門的見地や市民目線での意見・提言を次年度以降の施策の推進に活用します。





---

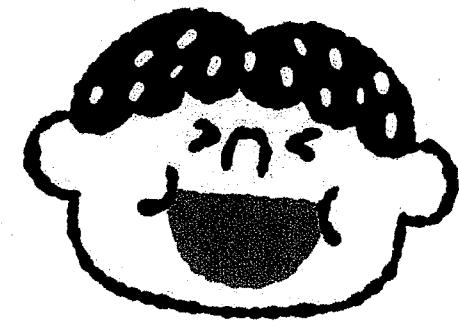
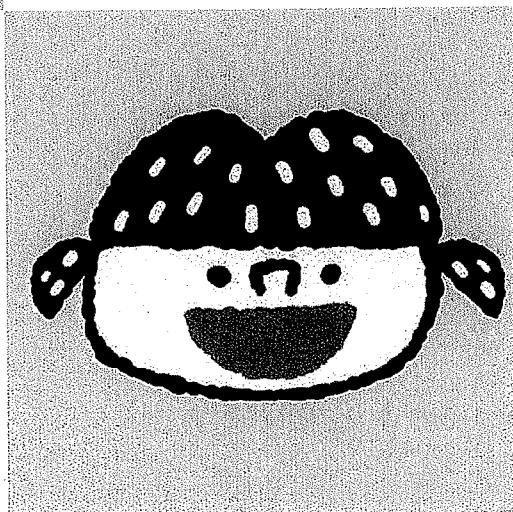
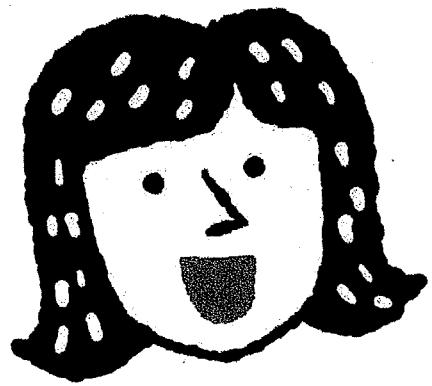
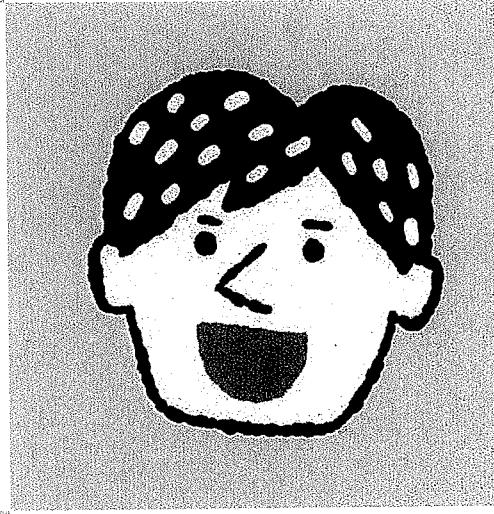
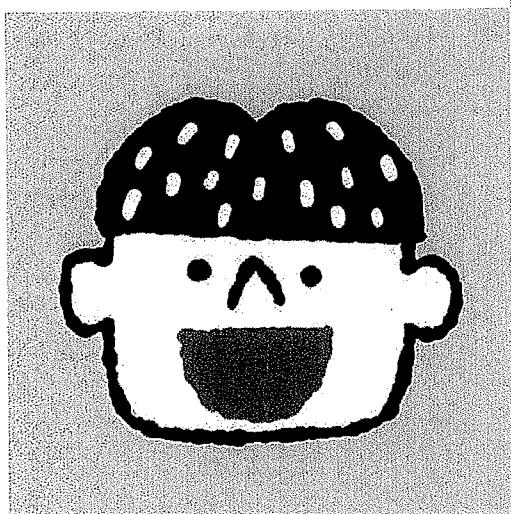
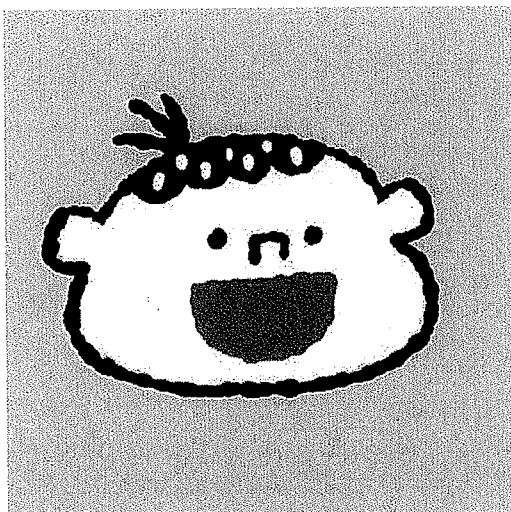
### 尼崎市こども・若者総合計画

尼崎市 こども青少年局 こども青少年部 こども青少年課

〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18-5 アマプラリ3階

TEL 06-6423-9996 FAX 06-6409-4355

---



## 政務活動費対象経費支出書

確認欄

会派名	日本共産党議員団	令和6 年度 令和6年 12月 4日発行 支出番号 113	
代表者名	川崎敏美	経費区分 調査研究	経費名 印刷費
経理責任者名	真崎一子	内容 コピー機リース料12月分 銀行口座より引き落とし	

次の金額を支出する。

金額		¥	5	1	7	0	0
----	--	---	---	---	---	---	---

上記の金額を受領しました。

令和 年 月 日

受領者 住所

氏名

備考

送付先

会派内チェック日 令和7年1月20日 チェック者 川崎敏美、真崎一子

領収書等貼付欄（重ならないように貼付すること）

## 支出証明書

リコー（株）

金 51,700 円也

上記の金額を コピー機リース料12月分 として、支出しました。

令和6年 12月 4日

代 表 川崎敏美

## 政務活動費対象経費支出書

確認欄

会派名	日本共産党議員団	令和6 年度 令和6年 12月 4日発行 支出番号 114	
代表者名	川崎敏美	経費区分 調査研究	経費名 事務費
経理責任者名	真崎一子	内容 パソコンリース料12月分 銀行口座より引き落とし	

次の金額を支出する。

金額				¥	4	4	0	0
----	--	--	--	---	---	---	---	---

上記の金額を受領しました。

令和 年 月 日

受領者 住 所

氏 名

備考

送付先

会派内チェック日 令和7年1月20日 チェック者 川崎敏美、真崎一子

領収書等貼付欄（重ならないように貼付すること）

## 支出証明書

リコー（株）

金 4,400 円 也

上記の金額を パソコンリース料12月分 として、支出しました。

令和6年 12月 4日

代表 川崎敏美

## 第15号様式(規定第8条第1項関係)

## 政務活動費対象経費支出書

確認欄

会派名	日本共産党議員団	令和6年度 令和6年 12月 9日発行 支出番号 115	
代表者名	川崎敏美	経費区分 調査研究	経費名 会派等職員雇用経費
経理責任者名	真崎一子	内容 冬季一時金	

次の金額を支出する。

金額		¥	4	0	9	6	0
----	--	---	---	---	---	---	---

上記の金額を受領しました。

令和 年 月 日

受領者 住 所

氏 名

備考

会派内チェック日 令和7年1月20日 チェック者 川崎敏美、真崎一子

領収書等貼付欄（重ならないように貼付すること）

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

2024年12月9日

日本共产党議員団様

★ 40,960 -

但 2024年冬季一時金

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)

[REDACTED]

支出証明書

金 円 也

上記の金額を

として、支出しました。

令和 年 月 日

代 表

## 政務活動費対象経費支出書

確認欄

会派名	日本共産党議員団	令和6年度 令和6年 12月 9日発行 支出番号 116	
代表者名	川崎敏美	経費区分 調査研究	経費名 会派等職員雇用経費
経理責任者名	真崎一子	内容 冬季一時金	

次の金額を支出する。

金額	¥	1	7	9	7	2	0
----	---	---	---	---	---	---	---

上記の金額を受領しました。

令和 年 月 日

受領者 住 所

氏 名

備考

会派内チェック日 令和7年1月20日 チェック者 川崎敏美、真崎一子

領収書等貼付欄（重ならないように貼付すること）

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

日本共産党尼崎市会議員用

2024年12月9日

★￥179720-

但 2024年12月一日迄

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

2024年12月10日

支出証明書

金

円 也

上記の金額を

として、支出しました。

令和 年 月 日

代 表

## 政務活動費対象経費支出書

確認欄

会派名	日本共産党議員団	令和6 年度 令和6年 12月 11日発行 支出番号 117	
代表者名	川崎敏美	経費区分 調査研究	経費名 図書購入費
経理責任者名	真崎一子	内容 新婦人新聞@410×12=4,920 郵送料@170×12=2,040 2024年4月～2025年3月	

次の金額を支出する。

金額			¥	7	1	1	2
----	--	--	---	---	---	---	---

振込料¥152を含む

上記の金額を受領しました。

令和 年 月 日

受領者 住 所

氏 名

備考

会派内チェック日 令和7年1月20日 チェック者 川崎敏美 真崎一子

共産党  
市会議員団 様

2024年12月1日  
下記のとおり 申し上げます

登録番号 \_\_\_\_\_

税込  
合計金額 ¥ 6,960 消費税額等

品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)
新婦人の会 購読料	12	110	1320	
郵送料	12	170	2040	
(2024年4月～)				
2025年3月				
合計 (税抜・税込)			6960	
税率 %				消費税額等
税率 %				消費税額等

コクヨ ウ-360

No. \_\_\_\_\_

貼付

## ご利用明細票

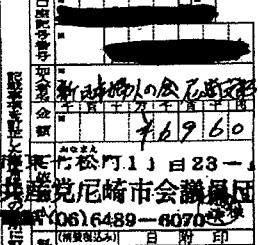
お取扱日 店番 取扱番号  
06-12-1143591 A93120006

取扱店 アマガサキシヤクショナイ

払込口座 \_\_\_\_\_

払込金額 \*6,960 料金 \*152

### 振替受付票



払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。  
料金には、消費税等が含まれています。  
(ゆうちょ銀行)

入金額 \*10,000  
おつり \*2,888

ゆうちょ銀行で「ちょこっと」  
お借り入れ! 口座貸越サービス

印紙税申告納付につき 遊町  
税務署承認済

## 領收証

日本共産党尼崎市会議員団 様

No. \_\_\_\_\_

★ ¥ 6,960 —

但 2024年4月～2025年3月  
新婦人の会 購読料 40円×12 + 郵送料 170円×12

2024年12月11日 上記正に領収いたしました。登録番号 \_\_\_\_\_

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

コクヨ ウケ-1097

新日本婦人の会尼崎支部

〒661-0012 尼崎市南坂口町2丁目20-26

TEL (06) 4961-0602

FAX (06) 4961-0603

金 円也

上記の金額を

として、支出しました。

令和 年 月 日

代 表

## 政務活動費対象経費支出書

確認欄

会派名	日本共産党議員団	令和6年度 令和6年 12月 12日発行 支出番号 118		
代表者名	川崎敏美	経費区分 調査研究	経費名 図書購入費	
経理責任者名	真崎一子	内容 女性のひろば 前衛 経済 議会と自治体		

次の金額を支出する。

金額			¥	2	9	0	3
----	--	--	---	---	---	---	---

上記の金額を受領しました。

令和 年 月 日

受領者 住 所

氏 名

備考

会派内チェック日 令和7年1月20日 チェック者 川崎敏美 真崎一子

領収書等貼付欄（重ならないように貼付すること）

日本共産党尼崎市会議員団 様

しんぶん  
赤旗

2024年12月分

2,903円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
『女性のひろば』	10%	1	316
『前衛』	10%	1	744
『経済』	10%	1	1,049
議会と自治体	10%	1	794

(取扱先)  
日本共産党尼崎地区委員会  
尼崎市南竹谷町1丁目44  
TEL 06-6411-6633  
FAX 06-6413-0518

8%対象 0円(税抜) 消費税 0円  
10%対象 2,639円(税抜) 消費税 264円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822  
しんぶん赤旗

領収年月日  
12/12

記者

支出証明書

金 円也

上記の金額を として、支出しました。

令和 年 月 日

代 表

## 政務活動費対象経費支出書

確認欄

会派名	日本共産党議員団	令和6年度 令和6年 12月 20日発行 支出番号 119
代表者名	川崎敏美	経費区分 調査研究 経費名 図書購入費
経理責任者名	真崎一子	内容 日本経済新聞 12月分

次の金額を支出する。

金額			¥	4	8	0	0
----	--	--	---	---	---	---	---

上記の金額を受領しました。

令和 年 月 日

受領者 住 所

氏 名

備考

会派内チェック日 令和7年1月20日 チェック者 川崎敏美、真崎一子

領収書等貼付欄（重ならないように貼付すること）

ASA

2024年12月 領収証 08.10.188  
顧客No. 9174

尼崎市東七松町1丁目23-1  
市会事務局

日本共産党尼崎市会議員団様

購読銘柄	部数	金額	領収金額
※ 日本経済朝刊 <i>12/20</i>	1	4,800	¥4,800 8%対象 4,445 税 355

本年もご購読ありがとうございました。来年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

※は軽減税率対象 T 7140001047417  
朝日新聞立花販売株式会社 尼崎中央支店  
尼崎市東難波町4丁目12-23

TEL:06-6481-4551 FAX:06-6482-1718



## 支出証明書

金 円也

上記の金額を として、支出しました。

令和 年 月 日

代 表

## 政務活動費対象経費支出書

確認欄

会派名	日本共産党議員団	令和6 年度 令和6年 12月 23日発行 支出番号 120
代表者名	川崎敏夫	経費区分 調査研究 経費名 調査・研修費
経理責任者名	真山一子	内容 第55回議員学校 自治体予算集中講義 2025年1月16日～17日 オンライン

次の金額を支出する。

金額		¥	2	5	2	7	5
----	--	---	---	---	---	---	---

振込料￥275を含む

上記の金額を受領しました。

令和 年 月 日

受領者 住 所

氏 名

## 備考

2025年1月16日は、会派視察でリアルタイムでの視聴は参加できないが、見逃し配信2025年3まで視聴できるので、16日分は、後日視聴する

※参加費を未納する事で、会議資格が発生します。

会派内チェック日 令和7年1月20日 チェック者 川崎敏夫 真山一子

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。  
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。  
裏面のご案内もあわせてご覧ください。

SMBC

すること)

☆☆お振込☆☆  
お振込金額 ¥25,000  
振込手数料 ¥275

お受取人は

トクヒロタマシ"ユウミンシ"チケンキユウシ"ヨ  
様

お振込人は  
ニホンキヨウサントウアマガ"サキシカイキ"インタ  
ーフ 様

お取扱日 6.12.23 電信振込

取扱店	機番	年月日	時刻
	42371	6.12.23	09:42
			5718

印紙  
付に  
税務署承  
申告済  
つき  
印  
申告  
納  
町

銀行番号 店番号 口座番号等

三井住友銀行

No. 241216-551004

発行日 2025年1月17日

## 領収書

日本共産党尼崎市会議員団 様

¥25,000-

但し、第55回「議員の学校」参加費

2024年12月23日 上記正に領収いたしました

特定非営利活動法人 多摩住民自強運動所

〒191-0016 東京都日野市神明3-10-5 エスカーラ日野3  
TEL042-586-7651 FAX042-514-8096



**Change!**  
その先に地方政府への道



第55回



# 議員の学校

●主催 NPO法人多摩住民自治研究所  
[会場+オンライン(定員100人予定)]

●会場: Plan T(プラント)日野市多摩平の森産業連携センター イベントスペース  
(JR中央線豊田駅北口下車 徒歩5分 〒191-0062 東京都日野市多摩平2-5-1)

■集中講義 講師:森 裕之氏 立命館大学政策科学部教授

## 予算審議のツボ①「自治体財政の基本のすべて」

予算審議は議会の最大の仕事です。その前提は、自治体財政の基本をマスターしていることです。自治体財政の基本は単純明瞭なものです、一般的の資料等を読んでも身につきません。そこには必要のない情報が溢れているからです。集中講義①では、自治体財政の基本を徹底的に身につけてもらいます。新人・リピーターを問わず、だれにでも受講してほしい内容です。

## 予算審議のツボ②「2025年度の地方財政計画と自治体の予算」

日本の財政は国が全体を掌握しており、自治体は国の地方財政計画に基づく財源の配分を受けて予算を決めます。地方財政計画には重点政策等の予算措置が示され、自治体はその内容を押さえておかなければなりません。集中講義②では、2025年度の地方財政計画の内容が自治体財政にどのように反映するのかをみていきます。

## 予算審議のツボ③「予算審議のポイントと今後の自治体財政」

2025年度の予算審議のポイントについて、さまざまな視点から講義していきます。自治体の政策や予算には「正答」は存在しません。予算審議では、自分たちの総意としての「大切な価値」を体現した予算が決められなければなりません。集中講義③では、中長期的な自治体財政の見通しをふまながら、予算審議で必要となる財政の論理を事例に基づいてお話ししていきます。

■シリーズ講義(5) 講師:石川 満氏 元日本福祉大学教授・多摩住民自治研究所理事

## 「社会保障関係制度改革と私たちの暮らし」

財政制度審議会の「令和7年度予算の編成等に関する建議」を見ても、「全世代型社会保障の構築」の名のもとに医療・介護などでさまざまな給付費の抑制策や高齢者等の自己負担金の増額等が検討されています。このほか、少子化対策や年金制度改革、生活保護制度改革、地域医療構想の見直し等も実施されます。このような中で、私たちの暮らしはどうなるか、市町村等の予算にどのような影響が生じるか、検討します。全般的な見通しは厳しいものになります。



第55回議員の学校お申込み



ご期待ください!

2025

1/16(木)  
1/17(金)

見逃し配信あり  
2025年  
3月末まで

大好評!  
自治体予算集中講義  
森裕之先生の

うどこよりもわかる新年度予算審議のツボ



# 講師プロフィール

## 議員の学校

多摩研 第55回



### ■ 集中講義 森 裕之 (もり ひろゆき / 立命館大学政策科学部教授)

1967年生まれ。地方財政、公共政策の理論活動の第一線に立つ研究者で、「市町村や都道府県の財政が住民生活や企業活動にどのような影響を及ぼすか」を実際的に検証し、注目をあびてきました。著書や論文、幅広い講演活動によって、地方財政改革、公共事業、公共政策について積極的な発言をしています。

■著書 『地方財政の新しい地平「人と人のつながり」の財政学』(自治体研究社 2024)、『自治体財政を診断する——「財政状況資料集」の使い方』(自治体研究社 2022)、『市民と議員のための自治体財政——これでわかる基本と勘所』(自治体研究社 2020)、『初步から分かる総合区・特別区・合区』(共著 自治体研究社 2017)、『公共施設の再編を問う』(自治体研究社 2016)、『大都市自治を問う』(共著 学芸出版社 2015)、『地域共創と政策科学』(共著 晃洋書房 2011)、『検証・地域主権改革と地方財政』(共著 自治体研究社 2011) ほか多数。



### ■ 社会保障政策 シリーズ講義(5) 石川 満 (いしかわ みつる / 議員の学校校長)

1951年東京都生まれ、東大和市職員(通算21年間福祉事務所に勤務)を経て、1999年日本福祉大学社会福祉学部助教授、2004年教授。福祉行財政論など、2017年定年退職。多摩住民自治研究所理事、社会福祉法人えいぶる理事長など。

■著書 『いのちを選ばないで』(共編著 大月書店 2019)、『生きたかった——相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの』(共編著 大月書店 2016) ほか。

### プログラム & 料金

#### 【会場・オンライン同一価格】

##### ●部分参加(1講義あたり)

・都道府県・政令市・特別区議会議員	13,000円
・上記以外	9,000円

##### ●全参加(3講義+実践報告)

・都道府県・政令市・特別区議会議員	37,000円
・市議会議員	25,000円
・町村議会議員	15,000円
・多摩住民自治研究所会員(議員)	22,000円
*市民	1講座: 1,000円 全参加: 3,000円



#### ◆第1日 1月16日(木)

12:50~13:00	開会のあいさつ、ガイダンス
13:00~16:30	集中講義①(講義80分、質疑応答20分) (途中休憩あり)
	『自治体財政の基本のすべて』
	集中講義②(講義80分、質疑応答20分)
	『2025年度の地方財政計画と自治体の予算』
16:30~17:30	グループワーク(60分)
17:30	終了予定

#### ◆第2日 1月17日(金)

10:00~10:10	ガイダンス
10:10~11:50	集中講義③(講義80分、質疑応答20分) (途中休憩あり)
	『予算審議のポイントと今後の自治体財政』
12:00~13:00	お昼休み(60分)
13:00~15:00	シリーズ講義(5)(講義100分、質疑応答20分) (途中休憩あり)
	『社会保障関係制度改革と私たちの暮らし』
15:10~16:10	全体にわたる質疑応答(60分)
16:10~16:20	閉会のあいさつ、連絡事項等(10分)
16:20	終了予定



「議員の学校」とは 多摩住民自治研究所[多摩研]の「議員の学校」は、「住民と地域に役立つ地方議員になりたい」という議員の皆さんのがんにこたえ、「政党会派を問わずに、だれもが参加できる学校」として始められました。平成21(2009)年のことです。幸いにして、各地の議員の皆さんの積極的なご参加と、協賛された各分野の講師の方々のすぐれた講話によって、かけがえのない歩みを重ねてまいりました。

## 政務活動費対象経費支出書

確認欄

会派名	日本共産党議員団	令和6年度 令和6年 12月 25日発行 支出番号 121
代表者名	川崎敏美	経費区分 調査研究   経費名 印刷費
経理責任者名	真崎一子	内容 コピー代 12月分

次の金額を支出する。

金額		¥	3	0	7	8	3
----	--	---	---	---	---	---	---

振込料¥220を含む

上記の金額を受領しました。

令和 年 月 日

受領者 住 所

氏 名

備 考

会派内チェック日 令和7年1月20日 チェック者 川崎敏美、真崎一子

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。  
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。  
裏面のご案内もあわせてご覧ください。

SMBC

☆☆まよ 手振 入 ☆☆

お振込金額 ￥30,563  
振込手数料 ￥220

お受取人は

リコーランド(カ)様

お振込人は  
リコージャパン株式会社様

お取扱日 6.12.25 電信振込

取扱店	機番	年月日	時刻	印紙税申告納	付につき大森町
	42371	6.12.25	13:07		
				6463	

銀行番号 店番号 口座番号等

三井住友銀行

RICOH

発行日 2025年1月9日  
領收証No. BAC163

領收証

日本共産党 様

いつもリコー商品をご愛顧いただきましてありがとうございます。  
2024年12月25日にお支払いいただきました代金の領收証を  
お送りいたしますのでご査収ください。

領收種別

振込

金額

￥30,563

但し、商品代として

印紙税申告納  
付につき大森  
税務署承認済

リコージャパン株式会社

東京都大田区中馬込一丁目

(お問い合わせ)

部門 請求書お問い合わせ窓口

TEL 0120-611-099

金

上記の金額を

※当社ではこのフォームでの領收証には、黒色の印鑑を使用しております。

※金額等を訂正したものは無効とします。

※再発行は出来ませんので、大切に保管願います。

※入金取消し等の連絡があった場合、本領收証は無効となります。

## 政務活動費対象経費支出書

確認欄

会派名	日本共産党議員団	令和6年度 令和6年 12月 25日発行 支出番号 122	
代表者名	川崎敏美	経費区分 調査研究	経費名 図書購入費
経理責任者名	真崎一子	内容 神戸新聞 12月分	

次の金額を支出する。

金額			¥	4	7	0	0
----	--	--	---	---	---	---	---

上記の金額を受領しました。

令和 年 月 日

受領者 住 所

氏 名

備考

会派内チェック日 令和7年1月20日 チェック者 川崎敏美、真崎一子

領収書等貼付欄（重ならないように貼付すること）

2024年12月分 **新産  
経** 領 収 証 ID( 7252 )  
尼崎市 東七松町1丁目 No. 2- 10-1008-000  
尼崎市議会  
**共産党様**

銘柄	部	金額
神戸新聞 朝刊※	1	4,700
<b>合計</b>		¥ 4,700
※は軽減税率対象品目 (内消費税等¥348)		

お知らせ  
便利な自動引き落としもご利用いただけます！

毎度ご購読有難うございます。  
左記の通り領収致しました。

8%対象  
(消費税  
¥4,700  
- ¥348)

産経新聞 神戸新聞 長洲販売

〒660-0804 尼崎市北大物町17-9

TEL: 0120-462-534 FAX: 0120-462-534

吉田 晴彦 登録番号 T9810397571486

支出証明書

金 円 也

上記の金額を として、支出しました。

令和 年 月 日

代 表

## 政務活動費対象経費支出書

確認欄

会派名	日本共産党議員団	令和6年度 令和6年 12月 26日発行 支出番号 123		
代表者名	川崎敏美	経費区分 調査研究	経費名 会派等職員雇用経費	
経理責任者名	真崎一子	内容 12月分給与 $1300 \times 4 = 5200$		

次の金額を支出する。

金額			¥	5	2	0	0
----	--	--	---	---	---	---	---

上記の金額を受領しました。

令和 年 月 日

受領者 住 所

氏 名

備考

会派内チェック日 令和7年1月20日 チェック者 川崎敏美、真崎一子

領収書等貼付欄（重ならないように貼付すること）

領 収 証

No.

日本共産党議員団 様

2024年12月26日

★ 75,200 -

但 12月17日領收  
@1300×4.6

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ワー103S

支出証明書

金

円 也

上記の金額を

として、支出しました。

令和 年

月 日

代 表

## 第15号様式(規定第8条第1項関係)

## 政務活動費対象経費支出書

確認欄

会派名	日本共産党議員団	令和6 年度 令和6年 12月 26日発行 支出番号 124
代表者名	( 崎敏美)	経費区分 調査研究   経費名 会派等職員雇用経費
経理責任者名	真崎一子	内容 12月分給与 $1300 \times 75.5 = 98150$ 交通費2000

次の金額を支出する。

金額	¥	1	0	0	1	5	0
----	---	---	---	---	---	---	---

上記の金額を受領しました。
令和 年 月 日
受領者 住 所
氏 名

備考
会派内チェック日 令和7年1月20日 チェック者 ( 崎敏美、真崎一子)

領収書等貼付欄（重ならないように貼付すること）

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

日本共产党石崎商店様

2024年12月26日

★￥100,150

但 2024/12月分 ②1300×75.5=98150  
支 通 金 2,000 レイ

上記正に領收いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)

支出証明書

金 円 也

上記の金額を

として、支出しました。

令和 年 月 日

代 表

## 政務活動費対象経費支出書

確認欄

会派名	日本共産党議員団	令和6年度 令和6年 12月 27日発行 支出番号 125
代表者名	川崎敏美	経費区分 調査研究 経費名 通信費
経理責任者名	真崎一子	内容 インターネット使用料11月分 銀行口座より引き落とし

次の金額を支出する。

金額				¥	5	0	1	6
----	--	--	--	---	---	---	---	---

上記の金額を受領しました。

令和 年 月 日

受領者 住 所

氏 名

備考

会派内チェック日 令和7年1月20日 チェック者 川崎敏美、真崎一子

領収書等貼付欄（重ならないように貼付すること）

## 支出証明書

(株) ベイコム

金 5,016 円也

上記の金額を インターネット使用料11月分 として、支出ししました。

令和 6年 12月 27日

代 表 川崎敏夫